

令和6年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和6年3月4日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開議 散会	令和6年3月6日 午前9時00分 令和6年3月6日 午後3時03分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	7番	池田和幸	8番	西原好文	9番	田中宏之
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	学校づくり推進室長兼 国スポ推進室長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久美子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議事日程表

▽令和6年3月6日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 （ 令 和 6 年 3 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 (要 旨)
古 賀 里 美	1. 空調設備設置の結論は 2. B&G（体育館・トレーニングセンター・温水プール）について
田 村 康	1. 上小田地区の空き家対策について 2. 道路拡幅工事（門前～畑川線）について
江 頭 義 彦	1. 避難所の環境向上に向けて 2. 列車事故を防ぎたい

日程第2 議案第3号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第4号 江北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第5号 江北町税の徴収等の特例に関する条例の廃止等に関する条例

日程第5 議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第7号 江北町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第8号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第9号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第8号）

日程第9 議案第10号 令和5年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第11号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第12号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第13号 令和6年度江北町一般会計予算

日程第13 議案第14号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算

- 日程第14 議案第15号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第15 議案第16号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第16 議案第17号 令和6年度江北町下水道事業会計予算

---

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第2回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 本日の一般質問の順序といたしましては、2番古賀里美君、3番田村康君、4番江頭義彦君の順に発言を許可いたします。

では、2番古賀里美君、御登壇願います。

○古賀里美議員

おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。2番古賀里美でございます。

まずは、能登半島地震により犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災地皆様方の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

そして、江北町の発展に御尽力いただいた副町長、12年間の御功績に感謝申し上げます。

山田町長におかれましては、3期目の御当選お祝い申し上げます。ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

それでは、質問事項1、空調設備設置の結論は。

2024年が幕を開けた元旦、突然飛び込んできた能登半島地震発生の一報。東京大学地震研究所も予知が難しいとされる地震。私たちの住む佐賀県にも地震の活断層があります。有明海北岸地域の平野と、その北側の山地との境界に沿って分布する佐賀平野北縁断層帯です。これは小城市から佐賀市、神崎市を経て、吉野ヶ里町付近にかけて、ほぼ東西方向に延びる

断層で、全体の長さは約22キロメートルになります。断層面が傾斜した場合、西側は多久市付近、東側は福岡県久留米市付近まで延長される可能性があり、この場合、約38キロメートル程度になるそうです。

予知できない地震、それに加え頻発する豪雨や大型台風、このため命を守るための避難所は、安心・安全で、なおかつ快適な室温が求められます。避難所に必要な柔軟なマットや段ボールベッド、個人の空間を確保するシェルターなどの物品はネイブル内に備えていただいています。

そこで、質問1です。令和4年度、令和5年度に町が避難所を開設した回数と避難者数を教えてください。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山中総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

おはようございます。それでは、古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和4年度、令和5年度で町が避難所を開設した回数と避難者数ということでお答えしたいと思います。

令和4年度につきましては、自主避難所、指定避難所合わせまして10回開設をしております。避難者数については133世帯、240名。

それと令和5年度におきましては、自主避難所、指定避難所合わせまして12回開設をしております。避難者数については24世帯、33名となっております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

ありがとうございます。ありがたいことに我が町は避難対策基本法により、どこよりも早い避難所の開設がなされます。これまでの避難所開設は豪雨や台風がほとんどでした。しかし、これからは予知が困難とされている地震での避難にも備えておく必要があります。県内にも佐賀平野北縁断層帯がありますが、新たに2本の活断層を確認したと国土地理院が2年前の9月に発表しました。その2本の1つが隣町の多久市にあるという事実です。総務省消防庁が打ち出した地震が起きた場合の最大震度予想データは、マグニチュード7.5です。こ

の地震が起きた場合、江北町ではマグニチュード6強の揺れが起こるデータ予想が出されています。平成28年、2016年4月に発生した熊本地震はマグニチュード7.1でした。佐賀県に熊本地震以上の揺れが来るデータ予想は否めない事実なのかもしれません。

災害発生時に必要とされる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階、準備、発動、応急、復旧、実施すべき対応を事前に確認し、業務や避難所の運営、管理体制の充実、強化に取り組んでいただきたいと思います。

避難所は町の中心に集中していることから、惣領分とか上小田、下小田地区の避難がなかなか移動が大変で、来る途中に危険に遭うこともある場所もあります。だから、避難という形を取らない身の守り方もあると思います。自助、共助、公助、3つの連携を明確に示す必要もあり、日頃から地区と自治体はイメージしておくことが大事だと思います。

警戒レベルが高くなると、町長じきじきに防災無線で避難指示がありますが、町長から促されて初めて身の危険を知るという傾向もあります。これからも慎重なタイミングの避難所開設のほど、よろしく願いいたします。

それでは質問2です。令和5年、去年6月の議会で、ネイブルの空調設備設置協議の状況について質問をしたところ、整備に活用できる財源（緊急防災・減災事業債）の期限である令和7年度までに整備が必要なのかを含め、きちんと整理して早めに結論を出したいという回答をされました。来年、令和7年、財源とする予定の緊急防災・減災事業債が起債期限となりますが、避難所の環境設備のため空調を設置する結論は出たのでしょうか、お願いいたします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

おはようございます。避難所の空調整備につきましては、昨日もほかの議員から御質問をいただきまして、その中でもお答えをしたところではありますが、今回、私、3期目の公約ということで、避難所の空調整備ということも書かせていただきましたし、公約に書くということは、私なりの住民の皆さんへの約束だというのは言うまでもないということも申しあげましたし、公約を掲げた上で3期目スタートをさせていただきましたので、これは町の約束ということで御認識をいただいて何ら問題ないというふうに思います。

それで、今年の議会でお話をしました後の、またこれからどういう形で進めるかというこ

とについても、昨日少しやり取りをさせていただきましたが、あくまでも避難所の環境整備ということの中で空調整備を捉えさせていただくということです。もちろん、せっかく空調をつけたんだから、避難所というか災害対応だけじゃなくても使われるっろうもんというお声、または要望もあろうかと思いますが、それを前提として、また、そういう言ってみれば一般利用を前提としてではないということは、ぜひ御理解をいただきたいということが一つ。

それともう一つ、昨日もどうせ空調設備をつけるならというんでしょうか、学校の熱中症対策も兼ねて、それこそ通常利用というんですかね、小学校、中学校のほうには熱中症対策として要らないのかという御質問でありましたが、これも昨年の答弁の後に、部内で検討、協議、もしくは照会をしたところ、教育委員会としては、学校の熱中症対策としては、体育館の空調整備は必要ないと、大型の扇風機があればいいということでありました。

これについては、昨日、西原議員のほうからも御意見があったかというふうに思いますけれども、これまでの検討状況ということであれば、そういうことでありますので、それであるならば、避難所の環境整備として行う空調整備は、一つにはネイブル、そしてもう一つにはさわやかスポーツセンターの2つを想定したいというふうに思っておるのが、もう一点です。

それともう一つが、先ほども御紹介いただいたように、せっかくであるならば、やはりいろんな財源を有効活用して、極力町の負担を減らさせていただきたいということがあるものですから、今のところ、これも実は1回延びたんですけど、いわゆる緊急防災・減災事業債の期限である令和7年度までにこれを活用して実施をしたいというふうに思っております。

それで、実際これから進めるに当たっての課題としては、一つには、以前、調査委託を行いまして検討をした、要はその空調の方式が幾つかあるんですよ。その方式で最終的に大丈夫なのかどうなのかということと、恐らくそのときに想定した経費よりは、費用よりは、御存じのとおり今の価格高騰の中で整備をするわけですから、当然事業費としては上振れる可能性があるということが一つ。

それともう一つは、仮に空調整備をネイブルで行うということになると、工期が恐らく半年ぐらいかかるというふうに報告を受けています。そうなりますと、ネイブル、1年間通しているんな行事、大会等が行われているものですから、やはりそれとの調整ということが必要かなというふうに思っております。

整理しますと、避難所の環境整備ということで実施をしますと。それについてはネイブル、

そしてさわやかスポーツセンターの整備を行いたいということ。それと、緊防債を活用して令和7年度までの実施を目指したいということが一つ。それとこれからの課題としては、空調の方式ですね、いろいろあるんですよ、輻射方式とかですね、それが一つ。それと事業費、それと実際整備している間の利用ができない期間があるというところが実施に当たっての課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

町長が公約に掲げてあった避難所の空調設備などの環境改善とありましたが、避難所とは、今11か所、10か所、ホームページに載っています。それを1つずつやっていただけるということでもいいんですか。避難所の空調設備など環境改善と書いてあったので、1つずつしていただけるのかなと。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山中総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

古賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

今現在、指定避難所としては11か所ということでありましてけれども、B&Gの体育館のほうは、利用はできないということでありまして、実際は10か所になっております。

そのうち、空調設備があるところが老人福祉センター、老人福祉センターの別館、そして江北町の保健センター、江北町公民館、幼児教育センター、こどもセンター「うるる」となっております。そのほかは、ネイブル、小学校中学校体育館、それとさわやかスポーツセンターのほうは空調がないということでございますので、今考えているところはネイブルとさわやかスポーツセンターというようなところで考えているということでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

すみません、少し説明が不足していたかもしれません。ネイブルとさわやかスポーツセン

ターだけやるということではなくて、ただ、一度にはできないんですよ。令和7年度までということの中で順番をつける必要がありましたものですから、昨日のやり取りにあったように、小・中学校の体育館を先にやるということも考えていいのではないかというふうに思ったんですが、教育委員会からはそういうことでありましたので、御存じのとおり、災害に通常なんてないですけども、避難所として活用をしているのが、1つには老人福祉センター、こちらはどちらかというと山手の地区の皆さん方に避難をしていただくことで利用しております。そしてその次に利用しておりますのがネイブル。ネイブルはどちらかというと、平たん部の避難所で、ちょっと二大避難所ということでいけば、その2つを利用させていただいています。

何年前やったですかね、台風のときですね、台風の到来が大分以前から報道なんかをされていて、もう1週間ぐらい前から避難所はいつ開けるんですかという問合せがありまして、あのときはネイブルと老人福祉センターでは足らなくて、その後、公民館を3番目に開設をしました。それでもいよいよ足らなくて、さわやかスポーツセンターを活用させていただくということで、当時も扇風機を持ち込んだ覚えがあるんですけど。そしてさわやかスポーツセンターで何とか当時の避難者を収容することができたということで、利用の順番というんですかね、今までの避難し慣れているとか、我々の避難所の管理運営上、そうした順番でらせていただいているものですから、そういうことであれば、避難所についても今の順番ということで思っておりますので、決してその2つしかしないということではなくて、令和7年度末までのところを見たところ、この2つを先にやる必要があるんじゃないかというふうに思っているということです。

以上です。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

ありがとうございます。緊防債の期限というのは、申請が令和7年度までにすればいいのか、設置完了が令和7年度までなのかを教えてください。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山中総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

古賀議員の再質問にお答えします。

緊防債の起債が令和7年度まででいいのかということで。（発言する者あり）すみません、令和7年度までに申請をするということでございます。（発言する者あり）いや、事業の始まりを、（「申請を令和7年度までにすればいいということですか」と呼ぶ者あり）はいそうです。（発言する者あり）はい、令和7年度までに申請をするということです。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

起債事業なんですよ。ですから、令和7年度まで起債、要は借りられるということなものですから、これに限らず事業はいろいろ繰越しをしたりとかいろいろありますですよ。ですから、財源として活用できる、起債ができるのが令和7年度までと御理解をいただければというふうに思います。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

例えば、緊防債だけではなく、「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き」というのをこちらに持っているんですけど、公共施設等の適正管理推進事業債というのがあります。これは令和8年度まで延長されていますので、こういうのを使わない手はないと思うので、できるだけこういうのを使っていただいて、避難所全てに本当に空調設備の設置をお願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今、古賀議員から御紹介いただいたように、よく公適債という言い方をしますけれども、いろんな起債事業があるんですよ。そして、起債をどのくらいその事業費に割り当てられるとか、そして起債をした借金払いに国のほうがまたそれに今度交付税として補填をしてくれるというようないろんな仕組みがあって、よく10の7とかというのは、要は事業費の10割丸々この起債を借りられますよと。そのうち7割については交付税措置がありますよとい

うことは実質負担3割でできたりするんですよね。過疎債もそうです。うちが過疎債を使えるのは過疎地域の指定を受けているからなんですよ。

ところが、この起債事業も有利なやつとそうでもないやつとか、いろいろあるものですから、その中でいけば空調整備を避難所の環境整備としてやるのであれば、この緊防債というのが一番有利だということなものですから、仮にそこまでは有利ではないにしても、今御紹介いただいたような公適債とか、いろいろ起債事業があるものですから、もちろんそういうものを活用してということなんですが、いろんな起債を活用して、少し割りは悪くてもやられるけんが、いつまでかかったってよかくさんということにはやっぱりならないし、これまでも議会の中でも答弁をしておりますとおり、せつかくの緊防債ですから、やはりこれを活用すると、しない手はないということで申し上げてきたところでありますので、これにて打ち止めということではなくて、まずこの2つ、多分恐らく事業費も、また期間も一定かかるんだろうというふうに思うんですよ。だからこそ、先にやるのをどこがしたほうがいいのかということも、部内で先ほど御紹介したような検討したということなんです。

本当は次の質問のときにちょっと言おうかなというふうに思ったんですけど、昨日も義務教育学校の話出てましたですよ。義務教育学校の一般質問がありましたけど、実は避難所の空調整備もこの義務教育学校をどうするかということに、まんざら関係なくはないというふうに私は思うんです。というのは、今、体育館のお話が出ましたけれども、じゃ、1回そういう学校を整備してしまったら、当然向こう数十年はそういう形で使うわけですから、今の時代、学校施設は学校教育だけしか使わないなんていうことにはならないからですね。そういう意味でも、やはりそうしたものも具体的に考えていかないと、学校は造りますけれども、それ以外にと、別の問題ですということにはならないというふうに改めて実感しております。繰り返しになりますけど、避難所の環境整備は順次進めていく必要があるというふうに思っております。

#### ○井上敏文議長

2番古賀君。

#### ○古賀里美議員

分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、質問3に行きます。

ペットも家族の一員です。動物アレルギーの方がいるかもしれない避難所にはペットは入

れません。ペットと一緒に暮らしている方は避難ができない、そんな理不尽なことがあってはなりません。ペット同伴の避難所に対する町の対応は検討されていますか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山中総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

ペット同伴の避難者に対する対応はということであります。

ペット同伴の避難ということでもありますけど、ペットといいましても、犬や猫に限定されるものではないということで、多種多様な動物が含まれるということでございます。

これまで指定避難所をペット避難所として開設をしたことはございませんが、過去においては、指定避難所のほうにペットを連れて、犬を連れて避難された方が実際おられました。その際は、ケージ等をお持ちでなかったものですから、別室のほうで避難をしていただいたということもございますけれども、その際泣き声とか臭いとか、そういったものがちょっと問題で、ほかに避難をされた方から苦情も出たということもございますので、ペットのしつけとか飼い主の防災意識の向上ということを啓発していく必要があるかなということ考えております。

ペットの同行避難と同伴避難ということで、言葉があるんですけども、その違いということで御紹介をさせていただきたいと思います。環境省の人とペットの災害対策ガイドラインによりますと、同行避難とはペットと一緒に安全な場所に避難する行為でありまして、同伴避難は被災者が避難所でペットのお世話をして管理をする状態ということを指すということでございます。

今、町内の避難所としては、実質10か所ということもございますけれども、合計収容人数も、今コロナ対策ということで984人と限られておりますので、今現在、まずは人命第一ということで避難をお願いしているところでもありますけれども、指定避難所へのペットの避難というのは、今現在は難しい状況にあるということもございますが、実際、ペットの同伴避難の御相談をいただく場合は、大町町にあるペットと同伴避難ができる施設ということで、「モアワン」のほうを御紹介させていただいているという状況でございます。実際そちらのほうに避難をされた方もいらっしゃるということでもあります。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

ありがとうございます。江北町に10か所の避難所があるにもかかわらず、ペット同伴の施設、避難所がないというのもちょっとおかしな話だと思うんですけど、人命第一、もちろんそうです。でも、本当に今はペットも家族の一員なので、人命第一というのも、もちろんペットも一緒なので、あまり分けないほうがいいと思うんですけど、町内でワンちゃんの登録頭数は516頭、そのほかにもペットを飼っている世帯数を合わせれば、かなりの数になると思います。

ペットがいることで避難所へは行けない、行かないと悲観的になる飼い主さんも実際おられます。逆に動物が苦手な方や動物アレルギーをお持ちの方もおられます。同じ空間に動物がいるだけで、くしゃみや鼻水などの鼻の症状、アレルギー性鼻炎や皮膚のかゆみや湿疹、アトピー性皮膚炎、せきなどの呼吸器症状、気管支炎など、結膜炎や時には湿疹等悪化する場合があります。最近では、ペットが原因の動物アレルギーも報告されています。動物アレルギーの方々からすれば、ペットと同じ避難所に行くことは苦痛でしかありません。

避難はお互いの安心・安全を考慮すべきなので、ペット同伴可能な避難所も別に準備していただけたらと思います。これも住みやすい町のイメージアップにつながるかと思うので、御検討のほどよろしく願いいたします。

それと、先ほど「モアワン」のお話をされましたが、あそこは私も何回か視察に行きましたけど、「モアワン」はあくまで大町の施設なので、大町が避難指示勧告を出したときにしか江北町民は利用できないことになっています。それで施設の中も、土地は広いんですけど、建物自体は、大町町民の方がペット同伴で来られた場合、多分、江北の方は入れない狭さだと思いますので、隣町に頼るのではなく、11か所も避難所を設けてあるのであれば、1か所だけでも、こういう動物アレルギーの方もいらっしゃるわけなので、1つだけ場所を検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山中総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

実際、今現在、ペット避難所としては開設してはいないということでもありますけれども、今現在、石川県のほうの能登半島地震においては、長期間の避難が必要となっております、緊急的にペット避難所を開設されたという事例も聞いておりますので、改めてペット同伴の避難所の必要性を感じているというところではございますので、ペットの避難をするためのルールづくりをして、周知もする必要があるということでは思っております。

飼い主さんのほうにおいても、そのルールを守っていただく必要がありますので、併せてペット避難所の指定についても考えていきたいということでは思っております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

前も御紹介したように、私も猫を1匹飼っております。保護猫を引き取ってもう6年目になります。私はちょっと家族同然とまではまだ言い切れないんですけども、いることで癒やしというんですか、そういうことも含めて自分を客観的に見る一つの相手にはなっているかなというふうに思います。

先ほど、ペットも家族同然と思っておられる方がたくさんおられるのはよく分かりますが、必ずしもそうでない人もおられますし、さっきアレルギー症状の御紹介をされましたし、自分の飼っているペットは当然家族同然ということなんだと思うんですね。

先日、佐賀新聞の当地区も担当していただいている小野記者が佐賀新聞にペットの避難についてのコラムを書かれておられたというふうに思います。やはりなかなか全員同じ認識ということでない中で、先ほど御紹介いただいたような考えやお気持ちを持たれておられる方に対して、どのような避難環境を提供するのかということだというふうに思います。

ぜひ、この一般質問で終わりということにせず、例えば、古賀議員が思っておられる、ペットが家族同然と思っておられる方の避難所というか、避難というものがどういうことなのかとか、当然そういう方がたくさんおられる中での避難のイメージしたらどんな感じのものがイメージされるというようなこともちょっと御紹介いただければと思います。

それと、先ほど「モアワン」のことを御紹介いただきましたけど、私も大町にはあるけれども、大町の人じゃないと駄目なんていうぐらいのことしかしよんさらんのかなと思ったんですけどね。今さっき、総務政策課課長代理がちょっと調べてくれまして、避難所開設の基

準というのが書いてありまして、大町町において避難が必要とならず、近隣市町を含む佐賀県内の市町村において避難が必要となる災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合というふうに日本レスキュー協会の基準において避難所の開設を行うというふうに書いてありますので、もしかすると、近くなものだから手いっぱい、なかなかそれ以外のは受入れがしにくいということかもしれませんけれども、私どものほうでもそこはもう一度問合せをしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

私は「モアワン」のことは大町町民だけとは言ってません。大町町が避難勧告を出した後にしか江北は入れないという話を聞きました。まず、大町町で避難所が開設されてからでないと、あそこは開放できないということだったみたいです。

**○井上敏文議長**

答弁要りますか。

**○古賀里美議員（続）**

次の質問に行かせていただいていいですか。

**○井上敏文議長**

次行ってください。

**○古賀里美議員（続）**

では、次の質問2に行かせていただきます。

B&G（体育館、トレーニングセンター、温水プール）について。

町で唯一の温水プールは、年々利用者が減り、コロナ禍がさらに追い打ちをかける事態となりました。子供たちの利用が大半だったと思いますが、運動公園と違いプールは水難事故等を考慮する必要があり、大人の監視が欠かせず、人件費等の経費も加算されます。

そこで質問1です。温水プールを稼働することでかかるランニングコスト、また利用者の推移、コロナ禍以前の5か年、平成28年から令和2年を教えてくださいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

おはようございます。古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

B & Gのプールのランニングコストと利用者数ということでお答えをしたいと思います。

まず、ランニングコストですが、これはコロナ禍以前の令和元年度のランニングコストになります。その内容としては、光熱水費が60万円、それから検査薬、薬剤費等が12万2千円、それからプールの補助員の人件費、こちらのほうが133万2千円、それから水質検査、機器点検などの委託料が12万4千円ということで、合計の217万8千円がランニングコストでございます。

それから利用者数でございますが、平成28年が2,405人、平成29年が2,187人、平成30年が1,925人、令和元年が1,829人、令和2年が957人ということで、先ほど古賀議員言われましたとおり、大部分が子供の利用というふうになっております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

プールを利用する人が減っていく中で217万8千円、これだけのランニングコストがかかっている温水プールの再開は、やっぱり難しいですね。分かりました。ありがとうございます。

人数もかなり令和元年から令和2年で半分減っていて、もう1,000人切っているという状況にあるのは、本当に再開は難しいと考えました。

質問2に行っているいいですか。

**○井上敏文議長**

はい、次どうぞ。

**○古賀里美議員（続）**

質問2です。令和6年度の温水プールの開設予定はありますか。また、プールを利用しなくなった場合、利活用についてのお考えはありますか、お願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

それでは2点目の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、プールの再開の予定でございますが、やはり過去5年を見ましても、利用者の減少ですね、特に直近ではコロナウイルス感染症の拡大もありまして、大分利用者のほうが少なくなっております。

それと、中学校の水泳の授業のほうで利用をさせてもらっていたんですけど、それについても中学校のほうと協議をいたしまして、令和3年から令和5年度についても、プールは再開をしておりません。令和6年度についても、同様に再開のほうは難しいというふうを考えております。

それから、プールを利用しなくなったときの利活用については、現在のところ、まだ協議ができておりません。

以上であります。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

今年もプールは再開できないということで、分かりました。

新しく造るのではなく、今あるものを活用するという点では、プールとしての利用が難しいのであれば、水を抜いた状態をちょっと考えたんですけど、プールの造りは水を抜けないというお話を聞きました。であれば、プールの水をためた状態で、何か町民の方が運動したりとか、あればうれしい、活用したいとか、町民の方が思える利活用を年齢層別にアイデアを募るなどして視野に入れて、耐用年数とかもあると思うのですが、町民の方が楽しめるような利用をぜひ検討していただけたらと思います。

それでは次の質問いいですか。

**○井上敏文議長**

次、行ってください。

**○古賀里美議員（続）**

次の質問に行かせていただきます。

B&G各施設（体育館、トレーニングセンター、温水プール）、それぞれの耐用年数と老朽化率を教えてください。

B&G体育館はもう3年も前から利用できなくなっています。利用できない体育館の解体

とか撤去等の今後の計画、方針の決定は進んでいるのでしょうか、お願いいたします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

それでは、3点目の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、B&G各施設の耐用年数と老朽化率についてお答えをしたいと思います。

まず、体育館ですが、こちらは昭和56年建設でございます。耐用年数は47年となっております。老朽化率についてですが、こちらは令和4年3月時点の数字となります。老朽化率が88%であります。

次に、トレーニングセンター、こちらは平成3年建築でございます。耐用年数が47年となっております。老朽化率は60%でございます。

それから、プールでございます。プールについても、建設年は平成3年、耐用年数は30年ということで、老朽化率は100%ということになっております。

それから、閉鎖をしております体育館の今後の計画方針の決定はということでございますが、体育館については、令和3年に劣化調査等を行って、今後について検討をいたしてまいりましたが、その後、今後どういうふうな計画をしていくのかとか、どういうふうにするのかという基本方針のほうをきちんと決定をできておりませんで現在に至っております。大変申し訳なく思っております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

ありがとうございます。プールはもう100%老朽化率になっているので、もう本当に利用価値がないという結論に達したと思いますけど、温水プールの上にあるトレーニングセンターは老朽化率が60%で、まだ年間1万人弱の利用者もありますので、こういう場所を避難所として考えていただくのも一つの手だと思います。避難所は多くあることにこしたことはないと思いますので、柔軟なマットもあそこにはありますし、トイレも結構な数、女性3個、男性4つありますので、こちらのほうも、例えば、ペット同伴の避難所として考えていただけたらかですね、例えばですけど。

それで、B & G 体育館は3年以上も放置している状態なんですが、映像をお願いします。

(パワーポイントを使用) 次のこれがプールですね。この水はためっ放しで大丈夫なんですか。

**○井上敏文議長**

答弁要りますか。坂元こども教育課長。

**○こども教育課長(坂元弘睦)**

再質問にお答えしたいと思います。

プールの水については、こちらはためておく必要があります。というのが、プールの水を抜いてしまうと、底面とか壁面にひびが入って水漏れの原因となるということで業者のほうから聞いておりますので、水をためてその防止を今図っているところでございます。

以上であります。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

ためている状態で、業者が言われたというのは、また今度再利用する上での話ですよね。でもこれ老化率も100%になっているし、これだけ利用者も人数減っているのでもう抜いた状態で使用しないという考えはないのですか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長(山田恭輔)**

抜いて、もう使用しないという考え方はあるはずですけども、抜いて使用しないということを決め切ることも含めて、決め切れてないということじゃないかなと思います。

私、8年に今なりますけど、就任した当時に自分なりに聞いたり、もしくは自分なりに認識した、そうした言ってみれば教育というか、子供たちというか、係る課題については、この8年間で、ほぼまだ解決されていないんですよ。というか、検討が多分されていないんですよ。できたとすれば待機児童の解消ぐらいじゃないでしょうか。待機児童の解消は、私が就任した年の4月から待機児童が発生することになるということを知ったものですから、これは早めに手を打たんばいかんということで、それは以前からあった問題ではありませんでしたが、恐らくでもそういう予兆というか、予測はできていたんだと思うんですけどね。

4月から待機児童の解消に取り組み、御存じのとおり、町内には新しい園が2園開設をされましたし、小規模保育所も2園開設をされて、おかげさまで今は待機児童解消がなされておるといことなんですけど、当時私が聞いた、いわゆる教育に係る課題の中には、先ほどあったような、特にB&G施設の老朽化の問題、もう大分古くなっつですもんねと、がんで温水も使いやらんですもんねということも聞きましたし、空調のことも実はこの当時から、住民の方から、プールの上のトレーニングセンターを使っているけれども、本当にもう暑い中で練習を余儀なくされてるといような話も聞きましたし、温水プールについては、中にはやっぱり温水のプールの復活を望む声も当時聞いておりましたし、部活の地域移行も、当時もそういうお話も聞いておりました。今でこそ部活の地域移行という名前がついていますが、当時はいわゆる部活としてやっている種目とそうでない種目とか、小学校まではできるけれども、中学校からはなかなかそれを続けられるような体制が取れていないとかいようなことも、当時からはそういうことも言われておりましたし、その以外にも、例えば、学力の問題であるとか、うちでいうと中学校から大分県立中学校とか私立中学校に流出とはいいませんが、出ていく子供たちが残念ながらたくさんいるとか、そういう問題というのは8年前から聞いていたし、自分もそうだろうなというふうに思っていて、だからといって人ごとのようにはしていなかったつもりなんですけどね、ただ、いかんせん、組織が違うもんですから、そういうことについてもこういうことが認識がありますよねと、こういうことをせんばらんとじゃなかですかねということも言っておったんですけども、今またぞろいとか、いまだにそういう状況が変わっていないということなんです。

ですから、例えば、そのプールなんかも先ほどはペット避難所のことを御紹介しましたが、佐賀新聞には、これは去年11月4日、学校プールの在り方、検討期に来ているということで、これは鳥栖市の取組が書いてありましたし、部活の地域移行についても佐賀新聞に書いてあったと思いますけれども、佐賀大学の附属中学校が部活については社会体育化をするというように、実はこの8年間で着手すべきであったことが、なかなか着手できていない間に、実はほかの自治体では、そうしたことで取組が進んでおるし、今はもう全国的に部活の地域移行とか、プールの在り方とかいようなことが今課題になっているんですよ。

だから、正直言うと、そんな全国的に言われる前に、江北町でもそういう予兆とか現象というのは見えていたんだというふうに思いますが、今、御質問いただいたように、なかなかここが解決できていないにもかかわらず、義務教育学校を進めるということには私はならな

いているんですよ。だって、プールをどうするかというのは、今度の新しい学校でプールをどうするかということにも関わってきますし、先ほどの例えば、社会体育と部活をどうするかとかいうことによっても学校の構造とか配置とか全然変わってくると思うんですよ。

ですから、今までも既に明らかになっている課題に手をつけずして義務教育学校の話だけ、しかもそのハードの話だけ進むということに私は違和感を感じるということをこの議会で申し上げたところであります。

議会の中でも、私の考えについては、少し驚いたというようなことを言われましたけれども、恐らく昨日、今日の質疑を聞いていただければ、私が申し上げた考え方もまんざらそんなに突拍子もないことを今さら言っているということにもならないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

2番古賀君。

#### ○古賀里美議員

分かりました。ありがとうございます。

すみません、もう時間がちょっと足りないんですけど、1つ、すみません、画面切り替えていただいていいですか。

(パワーポイントを使用) これは今現在の避難所の看板なんですけど、体育館は3年前から使われていないにもかかわらず、B&G体育館が避難所となっています。それと、江北町のホームページにも江北町の施設利用にB&G体育館が記載されています。更新も1年前のままみたいなので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○井上敏文議長

答弁をお願いします。山田町長。

#### ○町長(山田恭輔)

これもやっぱり関係するわけです。その施設の在り方が決まらないものだから、避難所としてそのままになってしまっているということなんです。少なくとも今、避難所として使っていないということであれば、恒久的かどうかは別として、安全・安心サイドのほうでそうした表示については、まず改めさせていただきます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

2番古賀君。

**○古賀里美議員**

ではよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

**○井上敏文議長**

2番古賀里美君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時5分。

午前9時55分 休憩

午前10時5分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

3番田村康君の発言を許可いたします。御登壇願います。

**○田村 康議員**

おはようございます。3番田村康です。このたび能登半島地震で被災された皆様にお悔やみと一日も早い復興をお祈りいたします。

それと、山田町長、3期目おめでとうございます。山中副町長、55年間の長い役場での生活、いろいろありがとうございました。今後とも、また御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、2項目質問いたします。

まず1番目、上小田地区の空き家対策について質問させていただきます。

上小田五坑地区の住環境改善についてですが、昭和18年に杵島炭鉱五坑が上小田地区に開坑、そして、昭和44年に杵島炭鉱は長い歴史に幕を閉じました。炭鉱が閉山されるまで、五坑6地区に社宅として数多くの住宅が建設されました。現在、長屋も含め、おおむね築50年以上経過した木造住宅です。空き家問題は全国的に深刻な問題です。町内でも特に五坑6地区の空き家問題は深刻な状況となっております。空き家については、所有者が責任を持って対処するのが本来の姿ではありますが、事態が進展しない場合、個人の財産に対し、町がどこまで関与できるのか、質問します。

質問1、空き家所有者が処分の意向があるが、処分費用、相続問題等で処分が進まない、できない場合、町は所有者に対しどのような対応をしていますか。また、町長は、所有者に処分の意向はあるが、諸事情により処分が進まないような事態に対し町はどう対応していくべきだと考えますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

田村議員の御質問にお答えをいたします。

今議会でも申し上げましたとおり、空き家問題というのは特に地方、過疎が進む地域においては大分以前から問題の顕在化といいたいまいしょうか——がなされておりましたが、なかなかやっぱり東京のど真ん中の官庁街で仕事をしておられると、目の前にそういうものがある逼迫というんですか、というのがなかなか伝わらなかったんじゃないかなというふうに思いますが、我々は、いわゆる基礎自治体と言われているとおり、まさにそうした目の前にある状況として、やはりこれは何らかの対策を取らばいかんということで、国のいろんな法律や制度の整備を待たずして、そうした共通の課題を抱えている自治体が協力をしながら、またお互い情報交換をしながら、空き家対策というのが進められてきたということでもあります。なので、先ほど申し上げたような法律などが整備をされていない時点でも、それぞれの市町が条例をつくって、その条例に基づいて、これまでは対処をしてきたということですが、ここ近年になって、国もやっとなんていいたいまいしょうか、そうした空き家問題というのが大変我が国では深刻化をしているし、これはそれぞれの基礎自治体に任せるだけではなくて、やはり国としても、いろんな手を打つ必要があるということで法律が制定をされ、特措法と言われてはいますが、また、あわせていろんな制度をつくってこられたということでもありますし、直近でいいますと、昨年12月13日だったと思います——に施行された改正特措法ということで、さらにそうした空き家対策の、言ってみればツールといいたいまいしょうか——が整備をされたというふうに思っております。

根拠についても、我々自治体がつくる条例よりは、はるかにそういういろんな強制力であるとかということも含めて、レベルの高い法律で決められましたし、なかなか町だけでは取り組めないいろんな施策といいたいまいしょうか、制度といいたいまいしょうか、そうしたこともつくっていただいて、私はここで一定、国もやっとなんていう法整備、また、そういう制度については

整理をしてもらえたんじゃないかなというふうに思います。

先ほど御紹介した独自の取組ということであれば、田村議員から御質問がありました処分の意向はあるがということになりますと、やっぱり処分の意向があられるのであれば、半分ぐらいは多分、解体というか——については済んでいるのではないかなというふうに思うんですが、確かにおっしゃるように、処分はしていいけど、なかなかそこに費用がかかるものだから、どうせ自分たちも住むつもりないから、もう町で引き取ってもらうぎよかばってんねというような話をよく聞きましたので、そういう意味でいきますと、町独自の取組としては、土地、建物を町に寄附していただけるのであれば、町の物にした上で建物は町で解体をしますという制度は、町独自の制度であります。もちろん、ほかの自治体でも同じようなことをやっておられるところはあるように聞いていますけれどもですね。それで寄附をいただいて、解体をして更地にした土地については、これをまた町で管理することになればそれも費用がかかるものですから、地元で管理をしていただくという、ちょっと3者契約的な構図がつけられるのであれば、そういうふうにして解体を進めていこうという制度をつくりました。既にその活用実績もあります。町内でもそうした町独自の制度を活用して、撤去した事例もありますので、そうした制度を、これはそういう意味では法整備の前から我々持っているツールではありますけど、こういうことを活用していくということが大事だろうというふうに思いますし、御質問の後段、同じように処分の意向はあるが、諸事情により処分が進まない事態に対して町はどのようにしていくべきかという意味でいきますと、先ほど御紹介した、新たに整備をされた、いろんな、国で整備をしてもらった制度を活用すれば、少なくとも処分の意向があれば、処分といいましょうか、解体ができるようなツールはそろったんだと思います。例えば、町のほうで管理人を別に指定して、そことやり取りをするというようなこともできるようになりましたから、何というんですか、町はどのようにという意味でいけば、これだけ整備をされた法律や制度を、あとはフルに活用していただけたというふうに思っております。先日、空家等対策協議会が開催をしましたがけれども、その中でも委員の皆さん方もそういう共通認識をしたところでもあります。

ただ、宝の持ち腐れじゃ駄目なんですよ。やはりそうやってせつかく、いつでも、とても有効に使えるいろんな道具はそろえてもらったのに、これを使わなければ何も進みません。ですから、今この時点で言うならば、あとは我々役所のやる気と行動次第で、何というのかな、使えるツールはたくさん増えたし、空き家対策というのは進んでいけるものだというふ

うに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

3 番田村君。

**○田村 康議員**

地元としては、そういう法の改正があったということは、やっぱりこれが一步前に進んだということで大変歓迎しております。

次に、2問目に、令和5年度、空き家の処分に対する相談件数は。また、その相談に対しどのような対応をしたのか。また、相談の結果、空き家処分まで至った件数は何件か、質問いたします。

それと、一般質問を作った後に江北町の空家等対策協議会において、特定空家等に該当するか否かの判断について会合がっておりますが、その結果を教えてください。また、結果を踏まえ、どのような動き、対応をされますかということで質問いたします。

よろしく申し上げます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

田村議員の質問にお答えいたします。

令和5年度、空き家の処分に関する相談件数ということでございますけれども、まず、空き家全体に関する相談件数26件っております。うち処分に関する相談件数が12件っております。これは既存の空き家ですね、今、空き家として把握しているものが7件、新規に相談がっているものが5件であります。

実はこの12件のうち、解体にまで至ったと確認できているものが4件ございます。この4件の内訳といたしましては、特定空家として補助を活用されたものが1件、個人で自主解体をされたものが3件っております。

実は相談に対してどのように対応しているのかということでございますけれども、まず、相談があれば、すぐに現地の確認を行うようにしております。建物の状態が悪く、周辺的环境に悪影響を及ぼすということで心配される場合は、今後、法律に基づく措置を講じていく必要がありますので、特定空家に該当するかどうかの判断を空家等対策協議会のほうで協議

いただいて決定をしております。特定空家になれば、法律に基づく指導等を行い、対応を進めていくこととなります。また、特定空家になれば、解体補助も使えるようになります。相談者に対して、そういった解体補助があるということもお伝えいたします。

実際、今年度、空家等対策協議会を開催いたしまして、6件の空き家について、特定空家の認定をいただいております。

また、空家等対策協議会のほうでは、江北町空家対策計画も持っておりますので、今回の法改正を反映させた計画内容の見直しということで、空家対策計画の改定についても承認をいただいております。

また、今後の空き家に対する措置等についても、空家等対策協議会のほうで決定していただくこととなりますので、また、措置等方針を町のほうで決めたときには協議会のほうに諮って、措置について協議をいただくということとなります。

以上となります。

**○井上敏文議長**

3番田村君。

**○田村 康議員**

いろいろ御苦勞していただきありがとうございます。

(パワーポイントを使用)今、写真を出しているんですけども、これを空き家に認定していただくのに5年間かかっております。だから、どこの区でもそうですけれども、やっぱり空き家が今度空き地になった後どのようにするか、不動産屋さんと相談したり、あと、早く売れるように草刈りをしたり、そこら辺で各区も闘っておりますので、また今後とも、やっぱり早め早めの対応というのをよろしくお願いします。

次の質問ですが、また、改正案と現行の違いを分かりやすく、町民の方に分かるように説明していただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

田村議員の質問にお答えいたします。

今回の法改正後でどのように内容が変わったかということで、分かりやすくということかと思えます。

町といたしましては、空き家への対応については、国の法律に基づいて実施しているところでございます。今回、令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。今回の改正の背景といたしましては、やはり居住目的のない空き家が、この20年で1.9倍増加しております。また今後もさらに増加する見込みであります。

これまでの法律では、周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家、これを特定空家と呼んでおりますけれども、特定空家への対応を中心に規定されておりました。ただし、特定空家になってからの対応には限界があるということで、この特定空家になる前の段階から対応していくということで、今回、法改正が行われております。

法改正の主な内容といたしましては、空き家の適切な管理に関するものといたしまして、放置をすれば特定空家になるおそれのある空き家を管理不全空家ということで定義をされております。この管理不全空家に対しても指導、勧告、特定空家と同様に指導、監督という措置ができるようになっております。実際、勧告の措置を受けますと、住宅の宅地の固定資産税の減額特例が解除になるという厳しい措置も設けられております。

また、特定空家の対応強化といたしましては、特定空家の所有者に対して、今後の対応について書面で報告を求めることができる報告徴収権が町に付与されております。町のほうから特定空家の今後の取扱いについて、どういうふうにされていますかという照会に対して必ず報告をしていただくような形になります。その報告を受けることによって、特定空家への対応がさらに進むんじゃないかというふうに思っております。

また、この報告をしない場合、うその報告をした場合、また、立入調査等に協力しない場合は、20万円の過料という厳しい措置も課せられております。

ほかにも相続放棄、所有者不在空き家等への対応の強化、先ほど言われました財産管理人制度ということで、管理人が相続人、もしくは相続人不在の場合は、空き家の管理をして処分までの道筋を立てる。また、代執行の円滑化ということで、緊急代執行の創設等も行われております。

また、所有者の責務につきましても強化されておまして、これまでは空き家の適切な管理努力だけでございましたけれども、それに加えて、国、自治体の施策に協力する義務を追加されております。

空き家に対しましては、こういった新たな法制度を活用して、さらに進めてまいりたいと

いうふうに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

田村議員から分かりやすくということでしたので、私なりに分かりやすく御説明をすると、空き家の解体を例に取れば、今まではお手製の金づち1丁で空き家の解体ばしよったとが、今はシャベルから釘抜きからドリルから、それこそ金づちからボンゴから何から、さらに言うなら重機ぐらいまでは今、手に入れたというぐらいの制度の改正だというふうに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

3番田村君。

**○田村 康議員**

ありがとうございます。

それと、今度の協議会で6件許可が下りたということなんですけれども、これから持ち主さんあたりと話し合いになると思いますけれども、そこら辺で迅速にどのような対応で動かれるか、そこら辺をちょっと、今、写真に写っているのが、5年前に空き家対策で出したのが、まだ5年たってもこういう状態だから、そこら辺の我々としては対応を早めにやってもらいたいというのが願いですので、そこら辺をちょっとよければ教えてください。

**○井上敏文議長**

再度答弁を求めます。基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

質問にお答えいたします。

今回、特定空家に認定されたことで、1つは町の助成制度が使えるようになります。その助成制度については、使えるようになるということは管理者の方にお伝えしたいと思います。これまでも管理者の方と接触はしておりました。ただ、やはり費用の問題であったりとか、そういったものがネックということで、なかなか進んでいないということもございましたので、今回、特定空家になったことでそういうものが使えると。

逆に、そういうのを使えるにもかかわらず、対応がされない場合については、法的に厳しい措置が課せられていくということで説明をして、対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

3番田村君。

**○田村 康議員**

ありがとうございます。

私どもも、町と一緒にあって、その人たちと会って話をしたいと思っていますので、早めにお互いに協力し合ってやっていけたらいいと思っていますので、今後とも、よろしく願いいたします。

では、2問目に移ります。

**○井上敏文議長**

次行ってください。3番田村君。

**○田村 康議員**

門前～畑川線の道路拡幅工事について。今まで地元の諸先輩議員が一生懸命やっていたいて、拡幅工事ができるようになりました。今後の諸事業、交通安全対策として、町道門前～畑川線の拡幅工事に感謝しております。この道路の活用で、上小田振興と地域の活性化が進む施策となることを願っております。

門前～畑川線整備に関して、3点の質問をいたします。

質問1、令和5年度中の工事は3月末で終了しますが、門前～畑川線の全体の整備はいつ頃完了する予定でしょうか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

田村議員から御質問いただきました門前～畑川線の改良工事につきましては、実は、当初は私ども江北町の町道の改修計画の中には上がっておりませんでした。というのも、ここでお話しすると長くなりますけれども、現在、県のほうで事業を進めていただいている県道多久～江北線のバイパス事業ですね。もともとはあれを町道の事業として、今できている道路

を延伸するという事になっておりまして、そうした事業の経過の中で、門前～畑川線については、そうした一連の事業としては上げられておりませんでしたけれども、先ほど御紹介をいただいた地元議員の皆さん方を中心に、議会の中でも何度となくそうした御要望もいただきましたし、1つ大きなきっかけになったのは、永林寺保育園が建て替えをされたというのは1つ大きかったなというふうに思っています。

というのは、当時、建て替えの場所をどこにされるかということでいろいろ検討されているというふうに聞いておりまして、現在の場所ではない場所で、もちろん、今は現在の場所ともう一つ別に園を開設してもらっていますけれども——を検討されておるということでありましたものですから、仮に永林寺保育園が移転新築ということであれば、最終的な事業実施というところまでにはならなかったかもしれないなど、今思えばですね、これまでの経過を考えれば。ただ、永林寺さんも今の場所で改築をされて運営しておられるということもあり、やはり一定の必要な安全対策ということは取る必要があるということで、現在、事業を実施させていただいているところでありまして、今のところ、令和4年度（160ページで訂正）までで工事については完了予定であります。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

3番田村君。

**○田村 康議員**

ありがとうございます。

この拡幅のおかげで永林寺の園児の散歩道でもあります。路側帯のグリーンベルトで車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にしてもらいたいと思います。

では2問目に、令和5年度の整備工事対象とならない水路について、一部、家屋の下が30センチ幅のパイプとなっていますが、洪水の際、問題はないでしょうか。また、堤の水を事前落水させた場合も問題はないのでしょうか。よろしくお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

田村議員の質問にお答えいたします。

令和5年度の工事対象とならない水路についてということで、一部家屋の下に30センチの

パイプということで質問いただきましたので、現地のほうを確認いたしました。

まず、工事対象とならない水路ということでございますけれども、上小田地区、新村地区の上にある草場ため池ですね、草場ため池から防災広場の南側を通過して、肉の三栄さんの前から、また川久保青果さんの道向かいの水路を、西側の道路の前を通った水路が、その西側の道路を横断して、上小田団地の横の弓張水路というところに流れ込んでいる水路ということで、ちょっと確認をさせていただきました。

確かにそこに質問の30センチのパイプが入ってはおります。ただし、この30センチのパイプについては、水路からの排水の影響を受けるものではないということで確認をしておりますので、パイプの影響による洪水の問題はないというふうに考えております。

また、堤の水を事前落水した場合でも、この影響については問題ないということで確認しております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

3番田村君。

#### ○田村 康議員

それでは、質問3番目、拡幅の際、水路の水の流れを変えないと、石原、新町地区の一部が浸水する可能性があります、水路の水の流れはどのようになるのでしょうか。また、地球温暖化により年々水位が上がっております。令和元年、令和3年のような大雨が来ると、各区で防御はしますが、人の避難優先になります。

3番目の質問に答えてもらってよろしいでしょうか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

#### ○基盤整備課長（大島浩二）

質問にお答えいたします。

今回の拡幅工事については、地元の水利関係者の皆さんと調整をしながら進めております。実際、水路の水の流れを変える、また、水路を改修するといった計画はございません。

石原、新町地区の一部の浸水をする可能性は、実際この水路の水を変えることだけで改善するものではないというふうに思っております。新町地区内に流れ込んでくる水の流れだったり、そういったものを既存の排水施設を利用して、いかに下流に流していくかというところ

ろが大事になってくるんじゃないかと思しますので、その件に関しましては、地元の水利関係者の皆さんと連携しながら調整していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

3 番田村君。

**○田村 康議員**

まだ私もこの令和元年、令和3年のような大雨はちょっと見ていないものですから、今年は3年、3年、3年で来ていますから、そこら辺を鑑みて、やっぱり水の流れというのを新町区、石原区においても勉強して、浸水しないようなまちづくりを頑張っていきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わりにしたいと思っています。ありがとうございました。

**○井上敏文議長**

3 番田村康君の一般質問はこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時50分。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

先ほどの質疑の中で、執行部より訂正をしたいということでもありますので、発言を許可したいと思います。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

訂正、補足、確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど古賀議員に御質問いただいた「モアワン」さんですけれども、大町町内に避難発令が出ているかどうかにかかわらず、受入れはされているということだそうです。ただ、その受入れの優先順位がですね、まず大町ということがあるのかどうかは、それは確認をさせていただきますが、少なくとも、大町に避難発令が出ていないときでも受入れをされるということだからですね、だから、そこはまた追加でというか、お知らせをしたいと思います。

それと、田村議員から尋ねのあった門前～畑川線の事業完了年度ですが、先ほど私が「令和4年度」と発言しておりました。「令和6年度事業完了」と訂正いたします。

それと、先ほど議場内から避難所の収容人数については疑義があるのではないかという声がありましたものですから、先ほどの「モアワン」の件、それと、避難所の収容人数については、また別途御報告をさせていただくということで御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

4番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○江頭義彦議員

4番江頭義彦です。登壇の許可を議長から受けましたので、一般質問をさせていただきます。よろしく願います。

今年元旦早々に本当に痛ましい災害に見舞われました。一般質問を考えますときに、やはりその災害を外して考えるということは、2問提出する中で、1問は我が身に振り替えて、今起きている、ああいう災害をどのように町内に据えるかということに行き着きました。

それで1問は、2か月、まだ避難を続けられてありますが、避難所の環境向上——環境向上という、何か言い慣れてない文言ですけど、環境の改善といいますか、そういうふうな意味合いで捉えていただいて結構です。それが1問目です。

2問目は、これも実はですね、昨年から提出をしたいというふうに計画してしまして、いろいろデータを調べたりとか、私自身のそういう研さんを積みまして一般質問に出そうという気持ちを温めておりました。そしたら、折しもですね、列車事故を防ぎたいということで計画しておりましたけど、実はごく最近、町内でそういう事故が発生したと。内容については私も存じ上げておりませんが、少なくとも、その方を例に取ってということでは全くございませんので、私が日頃踏切を横断したり、日常生活をしている中で、また地域の方から御提案をいただいたことをですね……

#### ○井上敏文議長

江頭議員、それは2番目に詳しく言ってください。1番目に入ってください。

#### ○江頭義彦議員（続）

そしたら、1問目のほうに入らせていただきます。

能登半島地震が発生しましたが、日本列島は地震による津波の災害をはじめ大雨等による

水害等、ここ数年は未曾有の自然災害に襲われております。幸い命は取り留めても、被災すれば、復興できるまでは避難生活が強いられます。関連して、やはり避難された方の体調も気になるところでございます。持病のある方、高齢者の方、または幼児等、数日間は電気、水道もない厳しい状況下で、地域によっては極寒の中、避難生活を強いられることになられます。食事も十分ではないでしょうし、睡眠も温かい状況で休むということもできない。そこでまた、直接の原因じゃなくて、2次災害といいますか、2次被害を受けて命を落とされるという方もですね、今、報道されていますニュースではちょいちょい聞きます。やはり高齢者の方にとってのそういう避難生活というのはどれだけのものかと、本当に胸が痛いところでもございます。

それで、私が1問目に本町に対して御提案をしているのは、こういう災害がいつ本町にもやってくるか分かりませんので、実は電源の確保といいますか、やはり私たちは電気、エネルギーを利用した生活が90%以上であります。電気が全部シャットアウトされたら、あと、どういふふうにして生活ができるのでしょうか。

災害時になくて困ったものということで3つほどテレビのほうでも挙げてありましたけど、1番が電気、ガスが使えないと。当然照明や家電、スマートフォンが利用できない。情報も、テレビ、ラジオなども通らない。あとは、調理も含めて、食料品等が足りないというふうに3番まで挙げてありました。

それで、質問のほうに行きます。

①町に災害が発生した場合、町民の安全や生活環境を維持するものとして、町で現在準備されている備品、または消耗品、そういうものはどういったものが準備されておりますか、お尋ねをしたいと思います。お願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

町で準備している備品や消耗品にはどのようなものがあるかということでございます。

今現在ですね、飲料水をはじめとして水で作れるアルファ米などの食糧、そして、ワンタッチパーティションなどの設備品、段ボールベッドや毛布などの寝具、簡易トイレや子供用の紙おむつなどの生活用品、それと生理用品、大型扇風機、発電機も含めて、現在71品目

を備蓄しているということでございます。

以上です。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

ありがとうございました。備蓄品等を御発表いただきました。

そこで、最初に申し上げましたように、災害が発生して避難生活に入った場合に、基本的には、個人で準備すべきものものと思いますが、先ほどから避難所10か所等出ておりましたけれども、そこまで私は認識がなくて、例えば、大きいところと言いますと、ネイブルとか、さわやかスポーツセンターとか、またはB&Gとか、ああいう施設を想定していたんですけども、ほかにもあるようでした。

それで、そこに避難生活をしに行ったときに、そちらで実際生活する、食品の加工から、例えば、そういう通信とか情報を受けるということもありますし、電源装置が避難所には確保されているかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

指定避難所の備品ということでよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在、備蓄している備品の中には、5台の発電機が含まれておりますけれども、現状において停電した場合、指定避難所全体に配備することができませんので、こちらについては今後、随時、拡充をしていきたいということで考えております。

また、令和2年1月に町と九州電力との江北町災害復旧に関する覚書ということで、これによりまして、緊急かつ直接的な人命に関わる施設や国、自治体による災害復旧活動上の重要施設等への送電について優先して復旧する規定ということがありますので、これを活用しまして、早期の電源復旧に努めていきたいということで考えております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

## ○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。そういう提携をされて、随時復旧されるということであり  
ます。

ちなみに、そういう状況が、例えば、病院とか診療所とかであれば、当然無停電装置とか、  
そういったものも準備されていると、法律的に必ず準備をしなければいけないというふうに  
恐らく決まっていると思います。やっぱり病気の方の中には透析を受けられるとか、血液の  
循環とか、そういったところから、今、非常に災害時の電源というのがクローズアップされ  
てきております。

先ほど御報告がありましたように、本町ではトータルで今5台ですかね。同じ電源でも、  
ガソリンとか燃料をたいての発電機と非常用電源とか、県のほうからもそういう非常用電源  
の推奨といたしますか——がありましたもので、それを生かさないといたしますか、そういう  
も参考にさせていただいて、そういう非常用の電源をそれぞれ今、避難所にも十分行き届い  
ていないと、今後の課題と言われましたけれども、避難所まで到達できない地区の方ですね、  
町内には35地区ございますけれども、やはり周りの地区の方たちが天候次第では大きな避難  
所などには行く方法も行く手段もないわけですね。だから、先ほど電源装置がまだ不足して  
いるということでありましたけど、この1問目の私のお願いといたしますか、最終的には、各  
地区に避難できるような、ポータブル電源とかの装置をどうにか各地区に補助してもらえな  
いかということで、この1問目を考えたところです。

昨日、そういう防災で一番進めてある地区の担当の方にもお話を聞きましたけど、2台ほ  
ど地区で持っている。1台はガソリン燃料式なので、非常に大きいと。持ち運びというの  
がですね。だから、本当はそういう携帯の電源でもあったらどうかなと、あったらいいがと  
いうお話をちらっと聞きました。

それで、今回、1問目の質問を出すに当たってですね、ちょっと紹介ができるかなと思  
いまして、ポータブル電源を最後にちょっと見ていただいて、こういうのが今後必ず必要な  
ものとして上がってくると思いますので、もう既に各家庭で個人的に買われている方もた  
くさんいらっしゃいます。ですから、全家庭とまではまだいきませんもので、特に避難所  
として避難を推奨するような場所にはポータブルの電源装置を1台は置いてほしいなとい  
うふうに思いましたので、御紹介して1問目は終わります。御意見だけ後で聞きますので。

(パワーポイントを使用) 今写しているのがですね、先ほど御報告がありましたけども、

江北町のほうで準備されている災害対応のための電源装置です。非常用電源（E-SAFE）と書いてあるのが、これが佐賀県も推奨されている電源だと思います。後で見てもらいますが、町内では3個確保されて、もう一台は発電機、これはガソリンを燃料としての、だから、当然燃焼するわけですから、やはり音も出るだろうと思いますし、燃焼するためのガスも当然出るでしょうし、室内でこれを使うのが果たしてどうかなと言われるものです。非常用電源の一番上の3個あるのはですね、これは私が紹介するものと同じようなものです。インバーター発電機、町内には5台ですね。各10か所の避難所にもまだ全部行き渡っていないということです。

先ほどから申しますように、電源があればこういったことができる。

（パワーポイントを使用）これが実はポータブル電源装置です。いろいろメーカーも形もあります。やはり規格がよくなれば値段も高くなるわけですがけれども、これはリン酸鉄リチウムイオン電池と書いて、停電になった状態でこの1台があれば、照明とか調理とか、もちろん携帯の電源とか、中ほどに書いてあると思いますけど、合計14口が取れると。ACポートが4つとDCポート10個、最大1,500ワットと。でも、日常生活、例えば、テレビを見るとき洗濯機を回すとかいうことであれば、これではちょっと足りない。でも、緊急の場合にですね、例えば、避難所とか公民館に置いておくぐらいはこれでもいいかなと。やはり2,000ワットぐらいですね、これは2,500になってますね、3,500ワットとか、そのぐらいの大きいのが必要になってまいります。

（パワーポイントを使用）メーカーが違いますけれども、こういったものですね、ちょっと昔のカセットラジオみたいなタイプの形ですがけれども、もう少し大きい形になっていますけれども、ワット数で値段も若干違いますけれども、これがかなり各家庭にでも入ってきておりますので、何か参考になりましたら、各区避難場所等に検討されてはどうかというふうに思っています。

（パワーポイントを使用）これが佐賀県が今推している非常用電源ということですがけれども、先ほどのこの形とはちょっと見かけが若干違いますけど、タイプは大体同じような大きさ、形ですね。これも家庭内にある差し込み口がたくさんあって、これから電気製品などを使えるということで、御紹介をしておきたいと思います。

最後になりますけれども、こういうポータブル電源について御理解と、今後、こういうのが改良されてどんどん導入されていくだろうという意味で、こういったものもいずれ検討を

してみてくださいということで、1番は御紹介で終わりにします。

**○井上敏文議長**

答弁いいですか。（発言する者あり）ポータブル電源、助成をお願いしたいと……

**○江頭義彦議員（続）**

そしたら、今御紹介しましたけども、こういうポータブル電源の助成についてぜひ御検討でもしてもらったらどうでしょうか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

各地区へのポータブル電源の助成ということでよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これについてはですね、各地区において自主防災組織が32組織あるということで昨日お伝えをしたと思いますけれども、その自主防災組織、または各区においてコミュニティー助成事業を活用して取組がなされております。現在、この事業を活用して、5つの地区において既に発電機を購入されているということでございますので、今後もこの助成制度を有効に活用していただきたいということで考えております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

この電源装置についてはですね、35地区あって、あるところ、ないところとか、そういう事業で申込みをされて導入とかじゃなくてですね、私が考えているのは、ある意味、町から買ってもらって各地区にですね、本当に非常の際はいつでも使えるということで、保管場所も公民館なりで保管されているので、そういうふうな気持ちで、何年もないというか、すぐにでもですね。

そして、もし今、既に電源を持たれているところがあるところも、その電源が1台なのか、2台なのかですね。1台でそれが十分各区で間に合っているのか。例えば、ガソリンで加熱しないといけないとか、いろいろタイプはあるかと思っておりますので、そういう区等に

も御紹介いただいて、やはり手を挙げられるといたしますか、何はともあれといたしますか、時節柄といたしますか、今後必ずこういう電源装置は必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ一つは確保していただけるように、区長会とか分館長会とかが近々あれば、正確な状況を調べていただいて、そういうのを希望されるどころとか、すぐはなかなか話はいかないと思えますけれども、そういう希望を取っていただいたりとか、ある程度町からの紹介とか、そういうことができれば、ある地区にはあつてある地区にはないとか、そういうのもちょっと知らないがゆえにやはり利用できないということにもなりますので、押しつけるわけではないですけど、こういうのがありますよと、実際……

**○井上敏文議長**

江頭議員、質問を簡潔にお願いしたいんですけど。要は、区の申請じゃなくて、町で対応できないかということですよ。

**○江頭義彦議員（続）**

はい。

**○井上敏文議長**

これについて答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

勉強させていただきました。あると便利というものなのか、なくてはならないものなのかとかいうことが——ポータブル電源、私も使っておりますけれども、例えば、本格的にという感じかんばってん、多くの住民の方が避難所に避難されて、みんなの生活を維持していくために使うというには、多分ポータブル電源では事足りないというふうに思います。ちょっと私はスマホの切れよごたっけんが使わしてってって14人分ぐらいのスマホの充電はできるかもしれませんけど。

先ほど無停電装置の話がありましたけれども、仮に、今回も話題になっているような、地震に遭って一定期間、もし共同生活的にということであれば、多分ポータブル電源ということにはならないんじゃないかというふうに思いますし、今、江北町では、それこそ防災士会も活躍をさせていただいておりますし、佐賀災害支援プラットフォームさんといって、そうした団体等も今いろいろ御指導をいただいております。ぜひそうした専門家の方の御意見も聞いて対応させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。ぜひ専門家の方ともですね、お話を聞かれてみてください。

では、2問目に入ります。

○井上敏文議長

次に行ってください。4番江頭君。

○江頭義彦議員

2問目はですね、最初に申し上げましたけれども、質問を出した後にといいますか、出すときにですね、ちょっとそういう事故もありましたので、その方に迷惑がかからない程度で質問をして質問をしていきたいと思えます。

まず、県内には大小の踏切が存在しており、踏切での事故が後を絶たない状況下である。つい先日も県内の踏切で自家用車やバイクが絡んだ事故が発生している。隣町、白石町とか牛津町とか本町でも本当に痛ましい、そういう事故が以前にあったと思えます。

全国に目を移してみると、残念なことに、日本のどこかの地区でほぼ毎日と言ってよい数の列車事故、いろんなトラブルが発生しています。日本はそれだけ踏切事故のリスクが高い国であると言えます。

1問目ですが、町内には第3種踏切、これは遮断機のない踏切、第4種踏切、切遮断機も警報機もない踏切がまだ幾つか残っているでしょうか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

町内に第3種踏切、第4種踏切が何か所残っているかということでございます。

踏切の種類についてですけれども、今御紹介いただいた第3種踏切、第4種踏切というのは遮断機のない踏切、遮断機も警報機もない踏切ということでございますけど、第1種踏切については、自動遮断機が設置されているか、または踏切保安係が設置されているというものでございます。第2種踏切については、一定時間を限ってですけれども、踏切保安係が遮断機を操作するというものでございます。4種類、踏切の種類があるということでございま

すけれども、今御質問の第3種踏切についてはですね、町内に1か所、第4種踏切については1か所、合計で2か所町内にあるということでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

どうもありがとうございました。

それで、私のほうも町内ずっと回ってみました。

(パワーポイントを使用) 佐留志の第1踏切は遮断機と警報器がついてる。これは上惣のほうだと思います。これはちょっと大西のほうですかね。これは駅の構内なんですけど、佐留志から上惣のほうに下るところの3か所は全て第1種踏切で警報機も遮断機もついてました。あと、私はここについているという意識がなくて、小さい頃のイメージしかなくてあまり通らなかったもので、でも既に遮断機も警報機もついてました。改良していただいたんだなど。もしかして、事故があってから対策を取られたというと、ちょっと非常に悲しいものです。これも「普通車通行禁止」と書いてありました。ここまでが第1種踏切。

(パワーポイントを使用) これがですね、南郷のほうに、長崎線のほうに行ったところに第3種踏切が1か所ありました。今、1か所ずつあるということで、これは警報器、チンチンチンという警報器はあるけど、遮断機がないということですね。でも、その標識を見ますと、「軽・小特を除く」、軽、小型車を除くという標識がそこにあります。だから、軽や小型車はここを通ってるわけですね、軽、小型車以外は通行禁止になっていますから。

(パワーポイントを使用) ここを見てください。ここは第4種踏切、警報器も遮断機もないところも現在町のほうに残っています。軽トラックぐらいで行けるのかなと思ったんですけども、そこには通らないようにという鉄のパイプがございました。これも町内です。

こういうふうに警報機も遮断機もないところ、特に子供とか、例えば、体の不自由な方とか、そういう方たちがやはり生活道として毎日使っているわけですね。それで、何か対策はできないかということちょっと調べてみましたら、

(パワーポイントを使用) 左のほうはですね、やはり先ほどの警報器、遮断機がないような踏切ですけれども、「左右かくにん おしてすすむ」という板があって、それを押せば向こうに通れるわけですね。何にもないとそのまま通過していくのに、1回そこで立ち止まっ

て、1回見るような、そういうためのものだと思います。それで、向こうのほうに出ると。右のほうは男性の方が上げていますけども、それもですね、そういう簡易の遮断機です。上に上げて通って、また向こうから出ると。または、前に押して踏み切りの中に入って押して出ると、2種類ありました。これが「踏切ゲート-Lite」という製品でしたもので、ちょっと調べたところであります。

そしたら、2問目のほう、安全対策として遮断機や警報機を設置することはできないかということをお願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど御紹介をすればよかったなとちょっと思っているんですけど、町内のほうに踏切が全部で14か所あるということで、そのうち、第3種踏切、第4種踏切が2か所残っていると。どちらも長崎本線のほうにあるということでございます。

これを遮断機や警報機を設置できないかということでございますけれども、今現在ですね、ちょっと第3種踏切、第4種踏切の安全対策に対する鉄道事業者の基本的な考えといたしましては、第1種踏切に格上げということではなくて廃止をする方針ということでございますので、今現在においては遮断機、警報器の設置は大変厳しい状況ではないかということと考えているところでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

ありがとうございました。

それで、ちょっと質問が前後するようですけども、第3種踏切、第4種踏切がまだ2か所残っているということで、本来であれば、そこに遮断機をつけてほしいという気持ちですけども、大体1機1,800万円とか、その前後ぐらい。やはりJRの本線と連携しておりますからですね。

それで、私は廃止するという方法は、やはり地区の方がそこを買物とかで行ったり来たり

するので、なかなかうまく進んでいないということも若干聞いておりますので、それがそのままずっと長年、地区の方は廃止しないでくれ、JRは廃止するというので、それでまた何年もそうやってきたのが紹介しているこれらの踏切なんですね。

それで、私は残念ながらですね——最初に申しましたのは、私も34号線の、最初に見せましたが、床屋さんの裏とかあの辺の裏道ですから、当然私は警報器も遮断機もないと思ってたんです、あそこの道路は通っていたんですけれども。でも、よく尋ねましたら、何年にできたというのが分かりました。それも、もしかしたら事故の発生後、そういう改良がされたのかなということも感じました。

ですから、ここの第4種踏切、第3種踏切、207号線のところもですね、事故があつてからここを閉じるとか、事故があつてから先ほど申しましたようにそういう踏切ゲートですね、先ほど紹介しました「踏切ゲート-Lite」は、恐らく1,800万円とか2,000万円とかは当然しないと思います。そういうちょっと立ち止まって確認するというですね、「とまれみよ」とか、書いてはありますけど、なかなかやっぱり子供さんたちであったり、高齢者であったりというのは、それが厳しい状況にあります。もし地域の方が了解していただいて、廃止ができるのであれば廃止してもらってもいいと思いますし、それが廃止できないとするならば、そういう「踏切ゲート-Lite」、軽い、安価なものとか、そういったものをつけられたらどうかというふうに考えますので、その辺、今後どういうふうにその2か所ですね、特に2か所は進めていただくのかですね。

じゃ、一言で結構ですので、お願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

御紹介いただきました「踏切ゲート-Lite」についてはですね、JR西日本管内で設置の実績があるということのようでございますけど、現時点においてJR九州管内での設置の実績はないということでございます。

先ほども申しましたように、鉄道事業者は廃止の方針を出されておりますので、この「踏切ゲート-Lite」についてもちょっと難しいんじゃないかということで考えております。

ただ、現時点における総合的な対策としましては、規制の強化や踏切手前の道路上に注意

喚起を促す標識や路面標示などの安全対策を打つことは一つの方法じゃないかということで考えております。

また、先ほど議員も申されたように、「踏切ゲート-Lite」については通行者を物理的に一旦停止させて、そして左右確認を促すということで踏切事故防止につなげる効果は期待できるということがございますけれども、その反面ですね、自分でゲートを上げ下げするとか、動かす必要が出てくるということがございます。今現在、軽自動車や小型特殊自動車が通行できているということがございますけど、その「踏切ゲート-Lite」をつけたことで、そういったものが通れなくなるということで、歩行者だけしか通行できなくなるというようなところのデメリットも出てくるんじゃないかということで思っております。

この「踏切ゲート-Lite」の設置については、やはり今議員もおっしゃるように、日頃通行されている地元の皆様への確認であったりとか同意が必要になってくるんじゃないかということで考えているところです。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

そしたら、地域の方の安全第一でございますので、閉鎖しなければ、今後、事故等が決しないように、町内でも3か所、4か所ですね、今までも電車の事故は発生しておりますので、十分注意喚起をJRのほうともお話しされて、お願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

4項目めに行ってください。4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

そしたら4項目めはですね、私が鉄道の安全に関心を抱くようになったのは、実は1日1回は通勤・通学とか、私自身も自宅から本庁のほうに来るときに通るところで気にはなっておりました。これは馬場北から北のほうに向かって踏切を越えて行くところなんですけど、ちょうどその辺で耕作をされている方から、やはり自動車みたいにすぐは通れませんから、ゆっくり通るわけですので、なかなか見通しが見つからないので、ちょっとどうにか伐採をしてくれというようなことで、向こうから来ている、遮断機が下りてチンチンチンといっていればそれを越えることはありませんけど、実際調べたら、遮断機が下りない事故というのも、

遮断機の不具合も各地であっています。それから、下りてから上がらないという、そういう事故というか、故障もですね。ですから、やっぱり直接自分で「止まれ」のところまで行って、左右来ていないかを確認する必要があるなと思いましたもので、どうか切ってもらようをお願いしますとって基盤整備課長さんをお願いしたところです。

今切っております。若干枯れてもおりますから、こういう状態ではないですけども、これは5月、6月の状態でございます。また1年すれば、こういうふうになっていく可能性は十分あります。若干まだ残っています。これが30メートルぐらいですね。だんだん近づいて止まるわけですが、近づいたらやはり電車が来ていても恐らく見えない。

(パワーポイントを使用)一応3つですね。ちょっと写真が多くなったんですけど、これが一番手前です。「とまれみよ」と書いたところに来ると、こういう状況で、電車が音を出してくるからいいということであるでしょうけど、逆方向はこれですね、江北駅方面を見たら30メートル、そして10メートルになれば、ほぼ繁茂した草木でちょっと電車はなかなか見えにくい状況なんですね。これが「とまれみよ」のラインのところですよ。私は立った状態で写真を撮りましたが、ふだんは車で行ったり来たりですから、視線はこれよりもかなり下がります。それから、子供とか高齢者の方は視線も当然下がるでしょうし、これはあくまでも電車が来ていないというのが前提というかですね、下りていたら当然行きませんが、逆に下りてなかったら来ていないから行けるかという、それはなかなか故障とかもあるでしょうから——そういうふうに思いましたもので。

最後の一問ですけども、今、画面を見ていただきましたけれども、ぜひJRのほうにもお願いしていただいて、踏切付近は雑木等も定期的に切っていただくよう、そのような管理を町としてもお願いしたいと思ひまして、4問目を出しました。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長(山中博代)

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

踏切付近や沿線の除草等に関しましては、木の伐採につきましては、沿線住民の皆様から通報や道路パトロールなどの確認の上で、その都度、鉄道事業者へ連絡をしているところでございます。

今後、特に草木が繁茂する夏場においては重点的に対応していただきたいということで鉄

道事業者に対して、また管理徹底を促していきたいということで考えております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

4番江頭君。

**○江頭義彦議員**

では、今日の一般質問で終わりじゃなくてですね、刈っていただいても、毎年こういう状況になるということで一応御理解いただいて、町内にはほかの踏切もあるかと思imasので、通過をされたときあたりは目を通していただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。

**○井上敏文議長**

4番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

執行部のほうから追加報告があるそうなのでお願いします。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほどの一般質問の答弁の補足の追加をさせていただきます。

1つは古賀議員から御質問をいただいた「モアワン」の件であります。

先ほど大町町の避難発令のいかんにかかわらずということで申し上げました。あとは入居というんですか、受入れについても特に優先順位は設けていないということでありましたので、御説明を申し上げます。

それと、先ほど何というんですか、議場内からお声があってございました、避難所の収容人員ですね、11か所分で言っているんじゃないかという御指摘でしたけれども、確認をいたしましたけれども、現在、使用している10か所分で収容人員は984人ということであります。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

池田和幸君の発言を許可いたします。

**○池田和幸議員**

先ほど田村議員の一般質問の中にですね、基盤整備課の課長が特定空家に、命令に従わない場合は20万円以下の過料と言われたと思うんですよね。ちょっとネット上で見ると、50万円以下となっているんですけど、その辺の確認はどうですかね。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど20万円と申しましたのは、町に報告徴収権が新しく与えられたというお話をさせていただいたかと思えます。その報告徴収権に関しましてはですね、町が特定空家の状態を把握するために出す通知、そのことに対して対応がない場合については20万円の過料ということで罰則規定の中に記されております。50万円につきましては、町が特定空家に対して出す命令に対して従わなかった場合は50万円の罰金ということで記載がされておりますので、20万円のほうを説明したということで御理解いただければと思います。

○井上敏文議長

池田議員、田村議員よろしいでしょうか。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時49分 休憩

午後 1 時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第13号から議案第17号までは一般会計並びに特別会計の令和6年度当初予算に関するものであります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき予算特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第17号までは予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開13時35分です。

午後 1 時34分 休憩

午後 1 時35分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり全議員10名を委員としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は全議員10名が委員になることに決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告をいたします。

予算特別委員会委員長に土渕茂勝君、副委員長に江頭義彦君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

**日程第2 議案第3号**

**○井上敏文議長**

日程第2. 議案第3号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第3 議案第4号

#### ○井上敏文議長

日程第3. 議案第4号 江北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵君。

#### ○土淵茂勝議員

参考資料の2ページ、簡単なことですが、会計年度任用職員は何人おられるか、フルタイム、パートタイム、それぞれ人数を教えてくださいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員の人数ということでよろしかったですでしょうか。全部で59名の会計年度任用職員がおります。そのうちフルタイムが11名、残りの48名がパートタイムということになります。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第4 議案第5号

#### ○井上敏文議長

日程第4．議案第5号 江北町税の徴収等の特例に関する条例の廃止等に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第6号**

**○井上敏文議長**

日程第5．議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

これは参考資料の4ページですね。これでお聞きしたいのは、改正内容は基礎課税額の均等割額と、これは子供たちの未就学児均等割の軽減ですけど、2番目の後期高齢者医療支援金課税額の被保険者均等割額の減額ですけれども、この減額をすれば、支援金が減るのではないかというふうに思うんですけども、これはどういうふうになるんですかね。支援金はそのまま、この減った分は別に考えなくていいのかどうかということですね。それをお聞きしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

土淵議員の質問にお答えしたいと思います。

支援金については県のほうから来ておりますので、この金額が変わったからといって支援金の額が変わるということはありません。

以上です。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第6 議案第7号**

**○井上敏文議長**

日程第6．議案第7号 江北町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田君。

**○池田和幸議員**

一般質問のときに少し私のほうで意見を述べさせていただきまして資料をいただきました。その中の第30条の50万円以下と、それから、その2の20万円以下という形で説明をいただきましたけれども、22条ともう一個ある第9条、この辺の違いというかな、何で50万円と20万円の2つに分けたのか、その辺が分かればお願いしたいんですけども。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

池田議員の質問にお答えいたします。

まず、空家等対策の推進に関する特別措置法の第30条のほうに1項と2項とございまして、第22条の取扱いに違反した場合は50万円の過料と、第9条第2項の規定による報告等を行わなかった場合については20万円の過料ということであります。

この第9条につきましては、この22条は特定空家に関する措置が法律に記載されております、その特定空家に関する措置をするために必要な情報を所有者のほうから得るために9条のほうで情報の報告を求めるということですね。ですので、実際、特定空家になってから以降の措置に応じなかった場合は50万円以下の過料と、その前段の事情聴取といいますか、情報提供に応じなかった場合は20万円ということで分かれております。特定空家になった状態の者が命令に応じなかったかと、その前段で特定空家の判定をするために必要な情報を提供しなかったかというところに違いがあるかと思えます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

分かったような、分からないようなんですけど、ある程度その段階を踏むために2つに分かれているのかなとは思いました。

ただ、そこで聞きますけど、今回こうやって行政のほうにかなりの比重が来るんじゃないかなと思います。行政というか、担当者ですね。そういう中で、これに対しての対策として早めに手放すとか、それから、特定空家に指定される前に検討するというぐあいによくうたわれていますけれども、その辺のこれから指導等はどのようなふうを考えられているのか、お聞きしたいと思います。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

池田議員の質問にお答えいたします。

これまでの法律は特定空家になってからの対応を主に書いてありました。今回の法改正によって、今言われたように、特定空家になる前の段階から対応ができるようになっております。ですので、実際、特定空家になる前の段階から情報提供等をいただければ、仮に特定空家に認定ならなかった場合であっても法に基づく措置を行っていくということになります。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

ただ、今回そういう形で違反者じゃないですけども、例えば、6分の1の固定資産税が6倍、元どおりになるとか、いろいろ厳しい措置もあります。それに対して係として、その辺のことに對しては、こっちから言うと、やっていけるのかなというふうに感じますけれども、その辺はいかがですかね。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

再質問にお答えいたします。

実際、今、空家等対策協議会ということで、町長をはじめ、関係機関の代表の方から集まっていただいて協議会を設立しております。実は空き家に対する措置、もちろん特定空家に対する措置、そういったものについては空家等対策協議会の中で判断をしていくということになっておりますので、対応についてはそちらに諮って進めていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

協議会のほうでされるのはよく分かります。ただし、協議会への意見を持っていくのはあくまでも行政じゃないですかね。だから、そういう意味で、町長が直接行って、おたくはこうのと言うわけじゃないと思いますから、やはりその係で対応するようになるのは今までと一緒だと思います。ただ、その厳しさが強くなったというふうに自分は理解をしているので、その辺は不安がありましたので、これ以上は言いませんけれども、その辺はやはりいろいろな情報についても協議会と共有し、現場にも一緒に行っていただくとかして、協議会のメンバーの方との情報共有をしっかりとさせていただきたいと思っておりますけれども。何か答弁あれば。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

再質問にお答えいたします。

これまでも協議会のメンバーの方には専門的な見識をお持ちの方もいらっしゃいます。特定空家の認定についても建築士の方に御同行いただいてアドバイスをいただいたりして進めているところもございますので、今後もそういったふうに協議会の中でも連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第7 議案第8号

#### ○井上敏文議長

日程第7．議案第8号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

これは定例会議案のところでお聞きしたいんです。これも字句の問題ですけど、16ページのところですけれども、16ページのところに、この意味がよく分からないのでお聞きしますけれども、上から5行目ぐらい、ここに電子情報処理組織というのがありますけれども、これがどういうものかというのと、もう一つ、ずっと下、そのページの下から7行目、電気通信回線ですか、この2つについて説明をお願いしたいと思います。

#### ○井上敏文議長

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案書16ページの電子情報処理組織ですね。こちらについては保育料等の納付書、あと、保育料の計算、その辺を杵藤広域の電算センターのほうで行っております。そちらの電算センターのほうを電子情報処理組織ということで記載をしております。

それから、下段のイのところの電気通信回線というのはインターネット回線のことを指しております。保護者と保育所とのやり取りをインターネット回線を用いてもできるということでございます。

以上であります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第8 議案第9号**

**○井上敏文議長**

日程第8．議案第9号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番田中君。

**○田中宏之議員**

何問かありますけど、1回に何問ぐらいいいですか。

**○井上敏文議長**

1回に2問お願いします。

**○田中宏之議員**

2問までですね。はい、分かりました。

今回、補正予算で2億円強減額になっておりますけど、まず、事項別明細21ページですけど、総務費の交通安全対策費、区分の交通安全対策事業マイナスの185万4千円、そのうちの支出内訳18番、負担金補助及び交付金のヘルメット購入費がマイナス56万2千円になっていきますね。これの説明。

それから、47ページ、民生費の中の区分4番の学校給食費助成事業のマイナスの430万8千円ですか、その説明をお願いいたします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

自転車用ヘルメット購入補助金ということでございます。これについては6月の補正で予算をお願いしているところなんですけれども、当初400個ということで80万円お願いをしておりましたが、1月末現在で74名ということで、今現在88名の助成をしているわけでございますけど、その分少し400個には満たないということで見込みを出しまして56万2千円減額をさせていただいているということでございます。

以上です。

**○井上敏文議長**

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校給食費助成事業の分ですけど、令和5年度においては、当初予算の際に物価高騰分まで含んで予算計上しておりました。令和5年度の給食についても、質、量、前年度と変わらず提供をしてきたわけですが、管理栄養士のほうが献立を組んでやっております。実績で430万8千円減額になるということで、今回減額の補正をさせていただく予定にしております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

9番田中君。

**○田中宏之議員**

ヘルメットのほうは思ったよりなかったということね。分かりました。

それから、給食費は、物価高騰を加味して予算を組んでいたけど、思ったより高くなかったということですね。決して質、量とかは落としていないということね。了解です。

#### ○井上敏文議長

ほかに。8番西原君。

#### ○西原好文議員

事業説明の中で伺いいたします。

3ページの道路改良事業冠水対策（町道城ノ井樋～東分線）の交差点のところなんですけど、今回この交差点については大水のときにすぐつかるとのことなんですけど、果たしてその道路をかさ上げする、これは1回してますよね。かさ上げするだけが本当にその対策としていいものかというようなことで、ここの形状からいまして、先ほど基盤整備課長に最終設計の水路図面をちょっと持ってきとってくれと言ったのは、基本、2号水路の末端のところからあふれた水がこの交差点に流れ込むわけですよ。ここの形状というのは、大島課長、図面持ってきましたか、2-1から1-1のほうに向かってポンプに流れていくわけね。ただ、1-1の水が大幅に落ちないと、2号水路というのはなかなか落ちらんわけですよ。ここで一番関心があるのは、2-1じゃなくて、八町の古川水路のほうに町水路があるんですよ。ただ、これは、悲しきかな、水系外というようなことで古川のほうには流せない。ここは水門がついとってですね。ただ、私は12月議会でも、そういった地域を取っ払って考えていかんと、なかなか排水対策にはつながらんよと言ったのはそこら辺なんですよ。

ですから、こういうことを言ったら、古川水系の方から怒られるかも分からないんですけど、実際、古川水系の会議の中で山口地区の水が古川水系のほうに流れているじゃないかというような御意見等もあっていましたよね。ああいうことが出ること自体が水系ごとの仲がよくないかなというふうな感じがしてならんとですよ。

で、何を言いたいかという、ここがつかる前に、例えば、古川水系の方に御相談して、ここのゲートぱっと開けさせてもらったら、2号水路というのはすぐ落ちるんですよ。逆に古川ががっぼりつかって、この2号水路が下がったたら、逆流するんですよ。水が上流のほうに上がってくる。ここのゲートがあるところがね。ただ、古川水系の方はここのゲートは基本開けてほしくないという考えなんですよ。

そういうのを払拭するためには、古川水系にいろんな手だてをしてもっとスムーズに水が

流れる方策を取れば、ここの三差路なんかはつかることが少なくなるんじゃないかなと、道路の改良だけじゃなくてね。これはイイダ靴下周辺も言えることなんです。何でああいった上流側がつかるといったら、この山口水系の水の流れがうまくいっていないこともあるんです、原因としてはね。最近では駅周辺のゲートを早めに入れてもらうことによって少なくなりましたよね。このイイダ靴下の周りの川がつかるといえることがね。そういったことを今一生懸命事業に取り組んでいただいているから、それも含めて道路の浸水箇所については今後検討してもらいたいというのが一つ。

それと、こども教育課にお尋ねしたいのは、その次の4ページの特別支援及び病後児保育事業の中の一番下、病後児保育事業の負担金が6市町となっています。これは町外でどこの地区からどの程度の方が利用されているのかというのが分かれば、教えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

西原議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の冠水対策箇所ということで、中学校東側の駅南線の突き当たりと城ノ井樋～東分線の三差路箇所をということで、言われるように、1号幹線水路の水位の状況は大変影響するかと思います。また、ここに関しては東分水系ですね、1号水路のもう一本西側の水路、こちらからの越水がやはり影響が大きいというふうに考えております。

実際このかさ上げの設計を行うわけですが、その設計に併せてこの東分水系の水の流れというか、そういったものも併せて解析ができればなというふうに思っておりますので、そこは設計の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業説明書の4ページの一番下の病児保育事業負担金（6市町）ということで、これは江北町以外の市町の負担金というふうになります。ほかの市町と申しますと、まず、白石町、

それから、小城市、それから、大町町、それから、鹿島市、それと、武雄市、それと、多久市の6市町になります。

利用の割合としては、江北町が50%、それから、白石町が20%、それから、小城市が13%、それから、大町町が10%、それから、鹿島市3%、武雄市が3%、多久市が1%となっております。

ちなみに令和4年度より令和5年度のほうが増えている市町は、江北町、白石町、小城市の3つというふうになっております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

8番西原君。

**○西原好文議員**

大島課長が東分の水路のことをお聞きになりましたので、古川に流れるのはこの小水路、これは斜めに横断しているんですよ。この三差路を斜めに横断しているんです。それで、その流れが果たして多いか少ないかというのは私もはっきり分からんとですけど、その水を流すために、ここの水路があるんです。この1号水路の水を落とすための水路じゃなくて、山口水路の水を落とすためのここの水路だという考えでいいと思います。

ただ、今言われるとおり、駅南線に沿ってある水路の水を早急に落としたいということであれば、やっぱりここら辺の改良も必要じゃないかなと思うので、そこら辺を含めて今後、道路の改良も考えることも必要でしょうけど、水の通路というかね、そういったのももっと研究してもらいたいなと思います。答弁はいいです。

**○井上敏文議長**

ほかに。7番池田君。

**○池田和幸議員**

議案書の25ページ、繰越明許費のことで聞きたいと思います。

一番上の衛生費に新型コロナワクチンの接種事業が繰越しになっていますけど、説明会的时候会に説明があったんですけども、もう一回この説明をお願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

コロナワクチンの接種事業については本年3月までが無料接種の期間となっております。これに伴う接種の委託料、病院のほうに支払う委託料等については2か月遅れで支払う形になります。その分と、あと、今現在、町のほうで保管しているワクチン等についての処分費等が繰越しの主なものとなっております。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

そこで、今各世帯に3月31日までですよということでお知らせが来ています、配布になっています。できればホームページにも新着で載せたほうがいいと思いますけれども、そこで、私が知っている方から聞いたんですけど、どこの病院とはあれですけども、電話したら、もうありませんと言われたと、しばらく入ってきませんと、打てませんと言われたらしいんです。そいけん、それが3月31日までということになっている割には、入荷というか、在庫が、置いていないのかなと思ったので、その辺は把握されているのか、お願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

今の病院の話はうちのほうでは把握はしておりませんが、一応予約等が入ったら、今うちのほうに在庫がある分、もし足らなければ、他の市町から融通していただいて、その分はするようしております。先日も町内の医療機関のほうから土曜日のほうに連絡があったことがありました。その前の金曜日までに配送の予約はしていただくんですが、配送をうちのほうにお願いするの忘れていたということで、急遽うちのほうの職員でまた配送したというのがあります。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

せっかくああやって各世帯にまでお知らせをさせていただいているので、できる限り打っていただくような形もあるので、その辺はあと15日ぐらいしかありませんので、各病院への対応をお願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁は（「分かりましたということであれば」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

また病院のほうにお知らせをしたいと思います。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。8番西原君。

**○西原好文議員**

あと2問お尋ねいたします。

事項別明細でいけば、51ページの予防接種事業の中で、予防接種委託料が700万円の減額、それと、子どもインフルエンザ助成が50万円の減額ですよ。事業説明の中で2ページに、今度逆にインフルエンザで増額になっているというようなことですので、これ逆行しているなど思ったんです。これだけインフルエンザが流行すると思われなくて予防接種をされなかったのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

それと、事項別明細の61ページで、多面的機能支払交付金1,181万円の減額なんですけど、これはどういった原因でこれだけ余ったものか、分かればお願いいたします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

質問にお答えしたいと思います。

700万円の減額の主な理由としては、子宮頸がんワクチンの接種が見込みより少なかったと。（「予防接種の中でも子宮頸がんのね」と呼ぶ者あり）ということでありまして。（「子どもワクチンは」と呼ぶ者あり）子どもワクチンについては実績ということになりますが、おっしゃるように、今年度想定以上にインフルエンザが流行したということでありまして、今後またワクチンの接種についてはお知らせを強化していきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。2問目、地域振興課長。

**○地域振興課長（宮本大樹）**

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

多面的機能支払交付金の減額ということでございますけれども、すみません、今手元に資料を準備できておりませんので、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

**○井上敏文議長**

8番西原君。

**○西原好文議員**

できれば、私は総務常任委員で委員会が別なので、ここで回答をいただいとったほうが、産業厚生に分になるので。分かりました。

私も子宮頸がんの金額とは分からなかったもので、700万円は大きいなと思ったんですけど、この子供のインフルエンザについては学校で今どういった感じで、多分これは今は希望者だけの接種ですよ、ですから、あれかな。私たちのときは、大体いろんな予防接種というのはもう全学年、全生徒が予防接種をしていたんですけど。ちなみに私10月1日から必ずインフルエンザの接種をします。今年みたいにインフルエンザが流行するようであれば、今コロナ同様、やっぱり予防接種については町としては注意喚起も必要ですし、予防接種については受けてくださいというような呼びかけもぜひ行ってもらいたいと思っております。

2問目、多分回答が出たと思うので。

**○井上敏文議長**

地域振興課長。

**○地域振興課長（宮本大樹）**

西原議員の御質問にお答えをいたします。

多面的機能支払交付金の減額理由ということでございますけれども、地区から満額で要望を国に対して出しておりましたけれども、国からの交付決定が減になった分、その分の積み上げが1,100万円程度あったということでございます。

以上でございます。（「国からの交付決定との差額ね。了解しました」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ほかに。9番田中君。

**○田中宏之議員**

私も産業厚生常任委員ですから、これは多分総務のほうに付託になると思いますので、ここで質問します。

まず、事項別明細書の73ページ。73ページの一番上の防災行政無線施設管理費の464万5千円の減額、それと、下のほうの学校交流費の403万9千円の減額、これの説明をお願いいたします。

**○井上敏文議長**

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

田中議員の御質問にお答えします。

学校交流事業についてはオーストラリアからの交流事業の分で事業費の確定による減というふうになっております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

消防費の防災行政通信ネットワーク整備負担金が460万円ほど減額になっているということでございます。

これについては令和5年度中に県の防災行政無線の通信ネットワークを整備するというところで予定をされていたものですが、これが通信機器等の納期遅れがあったということで事業完了が令和6年3月末から令和6年12月末に変更となったということで減額補正をするものでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

9番田中君。

**○田中宏之議員**

そしたら、まず、防災無線のほうですけど、家庭にあってすよね、ずっと、あれとはまたこれ違うわけ。（「違います」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

町のほうで整備している防災行政無線とは違います。県の防災行政無線から通信が各市町のほうに来るものがございます。その整備ということです。県の（「それが遅れたということね」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

下のほうの交流団のほうですけど、これは旅費の見積りよりも安くついたということですかね。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

旅費に限らず、滞在費等も少し減額になりましたので、事業費のほう下がったということでございます。

以上であります。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書の61ページ、農業基盤整備促進事業で2,100万円のマイナスがついております。これは新規事業で当初予算についていたと思いますけれども、まず、この中身をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

基盤整備促進事業につきましては、まず一つが、自動操舵システムのアンテナの設置であるとか、また、システムの導入というところが一つ。それから、工事請負費につきましては、

門前の園芸団地の横にミカンの圃場がございます、ここの整備が工事請負費のところ。それから、18節の負担金補助及び交付金で農地区画拡大補助金ですけれども、これにつきましては、10アール当たり4万円の畦畔を取って均平をするという補助を行っております。主に3つでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

これはスマート農業の導入に関して新しくした分で、かなりのマイナスだったもので、その辺は今度6年度事業に関しては別に影響はないのか、お願いしたいと思うんですけれども。

**○井上敏文議長**

地域振興課長。

**○地域振興課長（宮本大樹）**

池田議員の御質問にお答えします。

減額の理由としては工事実施に係る入札の減等の積み上げで2,100万円の減額となっております。また来年も引き続き事業を継続してまいります。影響については減額を理由とした影響は特にないと考えております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ほかに。8番西原君。

**○西原好文議員**

事項別明細の71ページに、空き家等の適正管理事業の中で特定空家等の除去事業費の補助金が100万の減になっておりますけど、これは解体用の補助金だと思うんですけど、今日も同僚議員から空き家等の質問が出ておりました。解体が進んでいないのか、申請の件数が少なかったのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

それともう一つ、83ページに海洋センターの管理費が出ております。同僚議員が今日朝一番に質問された答弁を聞いてって不思議でなりませんでした。プールの水を落としたり、壁にひびが入るとかなんとかいう課長の答弁でしたけど、使うことをしないのであれば、プールを埋めて平になして床を張ってでも、ああいった活用のある施設として利用できないかと

いう考え方をするのが普通だろうですけど、今年もプールの利用は考えていないということでしたけど、減額で上がっている理由にはならないかなと思うので、そこら辺の回答をお願いいたします。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

西原議員の質問にお答えいたします。

特定空家等除去事業費の補助金ということでございますけれども、実際、一般質問でもありましたように、相続の問題、費用の問題でなかなか見込みの件数は進まなかったというのが実態でございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

プールの休止に伴って減額をさせていただいておるわけですけど、先ほど町長も申し上げて私も答弁をしたわけですけど、利活用の協議というのができておりませんので、先ほど西原議員が申し上げられたようなこととか、大変申し訳ないんですけど、そういうことがまだ内部で協議ができておりません。ということで、今回は事業費の減額ということで上げさせていただいております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

8番西原君。

**○西原好文議員**

当初予算でまたいろいろ聞きます。

今回減額された理由というのは古賀議員の質問の中である程度聞けたので、納得はしていないんですけど、やっぱり町の施設としての利活用等を考えれば、もっと利用のできるような施設に造り替えたほうが、あそこがまだ使える期限があれば、そういった考え方をぜひ持ってもらいたいというのをお願いして了解しました。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

今の件に関連して一つ質問します。それともう一つは87ページの一般職の人事の問題でお聞きしますが、先ほど質問もされていたいわゆるプールの問題、あれはコロナが入って中止になったと思います。泳げるものだったら利用したほうがいいんじゃないかというふうに、そういう意見を持っております。B&Gの施設でB&Gとの関係は何もないのかどうか、そこはまず1点お聞きしましょうかね。そして、あとの問題は再度聞きます。

**○井上敏文議長**

答弁求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

古賀議員の一般質問の際に、令和2年度までの利用者の推移、コロナになるまでの推移を御説明したと思います。コロナ前も5年間ずっと利用者が減少し続けているということと、令和3年度から休止にしておりますけど、そこからはコロナの感染拡大防止ということで休止をさせていただいております。先ほど私も答弁をいたしましたけど、このままの状況であれば、再開は難しいというふうには考えております。

それと、B&G財団とのことについては、プールを休止することによって財団から何か意見があるということではありません。こういった関係性ということ……（「いや、大体B&Gのプールとしてから」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

B&Gとの関係が以前取り沙汰されていたので、それはもうないということですね。町独自でいわゆるそれを維持するか、それを廃止するかというのは、別にB&Gとの関係はないということですね。

**○井上敏文議長**

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

例えば、プールの廃止をすとか、そういうことになれば、当然B & G財団との協議が必要にはなってきます。

以上であります。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

まだ関係あるということですね。私はプールが利用できるならしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。それは今後の問題として検討されたらと思います。

もう一つの問題、これは問題というよりは見方が分からないからお聞きするんですけども、87ページの職員数というのがありますね。補正後の数が100(53)というのがありますけれども、その(53)というのは何なのかというのが分からないということですね。

それからもう一つ、その下のほうに会計年度任用職員以外の職員という職員数が90(4)となっております。もう一つ、次のページに今度は会計年度任用職員補正後10(49)となっておりますけれども、この括弧の中の意味がよく分からないので、説明をお願いしたいと思います。

**○井上敏文議長**

総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、事項別明細の87ページ、88ページ、一般職の総括ということで職員の数を書いておりますけれども、会計年度任用職員の数については88ページに載せております。先ほど私が勤勉手当の議案の分で人数をお答えしていると思います。そのとき59名のうちフルタイムが11名ということで申しておりましたけど、こちらの記載のほうは、10名、括弧外がフルタイムの職員になります。49名が補正時点でパートタイマーと、合わせて59名ということでございます。

88ページが会計年度任用職員、そして、87ページのアの分が会計年度職員以外と、一般職の数ということです。

合計が一番上の総括の下のほうになりますけれども、トータルで100名、一般職も会計年度合わせて100名のフルタイムがおりまして、53名がパートタイムということです。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

よく分かったようで分かっていないんですけれども、100が全体の数字ということで捉えていいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そして、この53と言われたのは会計年度職員のことを53と言われたんですかね。（「いいえ、違います」と呼ぶ者あり）そうじゃないですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

土渕議員の再質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員については88ページのイの表が会計年度任用職員の数ということになります。87ページのアがそれ以外、一般職の職員の数になります。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

その(4)は何ですか。(4)の中身ですね。そこがよく分からないんですけれども。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

すみません。アの表、87ページのア、会計年度任用職員以外の職員については、括弧の中の4人というのは再任用職員の数です。会計年度任用職員、一般職の職員、そして、再任用職員、合わせまして153名ということで、87ページの一番上の表になりますけれども。フルタイムで出ている者が100名、そして、パートタイムというか、フルタイムじゃない者が53名ということになります。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

後でまた聞きましょうね。分かったようで分からないので。全体153人という捉え方でいいんですね。分かりました。

**○井上敏文議長**

ほかに。9番田中君。

**○田中宏之議員**

事項別明細の75ページ、一番上の24番積立金、学校教育ICT環境整備基金積立金の1,000万円増額ですね。それと、79ページ、下のほうの幼稚園費の18番負担金補助及び交付金の私立幼稚園運営負担金のマイナスの1,099万円。これの説明をお願いします。

**○井上敏文議長**

こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、事項別明細書の75ページ、区分3の学校教育総務費の中の積立金、学校教育ICT環境整備基金積立金でございます。こちらについては令和8年度に小・中学校のタブレットの更新を計画しております。そのための積立金ございまして、今回1,000万円基金を積みわけですけど、その基金を積んだ残高のほうが今1,000万円積んで8,000万円となっております。令和8年度に更新をしますので、今のところ令和7年度の予算で予算計上をさせていただく予定ということでしております。

こちらについては以上であります。

それから、事項別明細書の79ページ、区分2の幼稚園費、私立幼稚園運営費負担金でございます。こちらについては、私立幼稚園のほうの負担金で予算計上を当初させていただいているんですけど、こちらが子供が1人増えますと約25万円程度の予算がかかっております。それで、当初予算では少し多めに予算を計上しておりまして、その実績で1,000万円ほど減額になったということでございます。

以上であります。

**○井上敏文議長**

9番田中君。

**○田中宏之議員**

初めの積立金、特別、これは義務教育学校とは関係ないわけよね。

それと、先ほどの2番目の私立幼稚園、1人で25万円増えるということね。1,000万円から減額するということは大分多く見積もったということですかね。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。こども教育長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

お答えしたいと思います。

ICTの積立金については義務教育学校とは関係ございません。

それから、私立幼稚園の負担金についても一月25万円かかるということで、掛ける12が1人の数字になりますので、1,000万（「分かった、分かった。1年間で25万円というじゃなくて、一月ね」と呼ぶ者あり）はい、一月です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

ここで1時間ほど経過しておりますので、休憩を取りたいと思います。再開14時45分。

午後2時37分 休憩

午後2時45分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

**日程第9 議案第10号**

**○井上敏文議長**

日程第9．議案第10号 令和5年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

**○西原好文議員**

臨鉦ポンプについては今回2つの繰越明許が上がっております。一つは城ノ井排水機施設維持管理事業の8,725万3千円、もう一つは朽木排水機場の施設維持管理事業980万1千円。この2つの事業、ある程度説明は受けましたけど、もう一回、内容の説明と工期的にいつ頃仕上がるというのを分かれば説明をお願いいたします。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

西原議員の質問にお答えいたします。

事業説明書の中の5ページのほうに、無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計の繰越しの明細を記載しております。城ノ井排水施設の維持管理事業ということで、城ノ井排水機場のモーター化に係る予算の繰越しをお願いしております。実際やはり資材の調達難ということで、物自体の製造を今行っておりますので、やっぱり資材入手難ということから製造に今時間を要している状況です。モーターにつきましては4月中にはできるんじゃないかと。あと、発電機と操作盤に関してはやはり受注してから生産までもう少し時間を要するというですけれども、大体雨季は今回またぐような形になると思います。実際、製作が今遅れておりまして、来年の雨季の工事ということにはならないものですから、来年度中には必ず完成をするように進捗管理をしているところであります。

朽木の2号ポンプの分解整備につきましては、上半期の点検の中で不具合が見つかりまして補正のほうで対応させていただきました。水中メタルという部品がやはり特殊な部品ということで、こちらも製造に時間がかかっているということで今繰越しをお願いしております。こちらについては、4月の中旬には部品が入るということで、工期も2週間程度ということで、雨季前には、5月中にはこのポンプの部品の交換のほうは完了する予定ということで進めております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

8番西原君。

## ○西原好文議員

まず、城ノ井の排水機の件なんですけど、かんがい排水の折に大丈夫ですかというようなことで大分釘を押していたんですけど、私どもから言えば、ほら見ろと言わんばかりの結果だと思います。

今の説明で、モーターについては4月、その操作盤とかあれについてはもっとかかるということで、本当に年内に大丈夫なのかなというような心配を今いたしたところです。

それと、朽木については5月中には完了ということですけど、今年に入ってから、つい先日、大雨が降りました。その折にも結構水路とか見回してみますと、やっぱり一気に水位が増えるというようなゲリラ的な豪雨が降りました。やっぱり今うちの町はそういったポンプ場頼りの排水に頼っているわけですけど、緊急時にポンプが稼働しないということになれば、どこが責任を持つかというようなことになってしまうので、そこら辺は慎重かつ慎重にいきよかんと、やっぱり行政の指摘をされることになってしまうので、そこら辺は本当にもっと注意を持ってというか、取り組んでいかないと、雨季が近づいてくれば、皆さん方そういったことにぴりぴりなられるので、そこら辺は担当課として雨季前にできる分については雨季前に、延ばす分については雨季を避けてというようなことで、事業の遂行をお願いしたいと思います。

以上です。答弁はいいです。

## ○井上敏文議長

ほかに。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

## ○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第11号

## ○井上敏文議長

日程第10. 議案第11号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第11 議案第12号**

**○井上敏文議長**

日程第11. 議案第12号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

**○西原好文議員**

今回の下水道事業については一般会計からの繰入金で1,683万5千円減額というようなことで、今までにない補正が上がっていると思うんですけど、こちら辺の一般会計からの繰入金の減った理由が分かればお願いいたします。ごめんなさい。事項別明細でいえば、7ページの繰入金の一般会計からの繰入れです。よろしくをお願いいたします。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

西原議員の質問にお答えいたします。

令和5年度中に下水道管の埋設工事等を予定しておりました。ただ、宅地分譲に伴う埋設工事をごさいますして、分譲が思いのほか進まずに工事が行えなかったということで、その工事の分の減額。また、ほかの工事につきましても入札減等が出ておりますので、主には工事費の減額に伴う一般会計からの繰り出し分が減額ということで上がっておる状況でございます。

す。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

8番西原君。

**○西原好文議員**

今の課長の説明だと、宅地分譲は公共下水ですよね。どこら辺の宅地分譲でしょうか。そこら辺が分かれば、よろしく願いいたします。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（大島浩二）**

再質問のほうにお答えいたします。

今、武岡病院の西側のほうで分譲が行われておりますけれども、さらにその北側のところも分譲の予定ということで話を聞いておりましたので、令和5年度中に計画をしていた分でございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第12～第16 議案第13号～議案第17号**

**○井上敏文議長**

日程第12. 議案第13号 令和6年度江北町一般会計予算から日程第16、議案第17号 令和6年度江北町下水道事業会計予算までは、先ほど既に予算特別委員会に付託し、審議するこ

と決しておりましたので、ここでの審議は省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。

なお、各常任委員長は議長室にお集まりください。再開15時です。

午後 2 時55分 休憩

午後 3 時 再開

#### ○井上敏文議長

では、再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。議会事務局長。

#### ○議会事務局長（武富和隆）

それでは、今期定例会、各常任委員会及び予算特別委員会への付託議件の案について報告いたします。

令和年 6 年 3 月議会定例会委員会付託議件（案）

#### ○総務常任委員会分の付託分

議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 8 号

議案第 9 号 歳入全部 歳出のうち 款 1 議会費 款 2 総務費のうち議会事務局、総務政策課、町民生活課所管 款 3 民生費のうち町民生活課及びこども教育課所管 款 4 衛生費のうち総務政策課及び町民生活課所管 款 9 消防費 款 10 教育費 款 12 公債費 款 13 諸支出金

#### ○産業厚生常任委員会付託分

議案第 6 号 議案第 7 号

議案第 9 号 歳出のうち 款 2 総務費のうち健康福祉課及び地域振興課所管 款 3 民生費のうち健康福祉課所管 款 4 衛生費のうち健康福祉課及び基盤整備課所管 款 6 農林水産業費 款 7 商工費 款 8 土木費

議案第 10 号 議案第 11 号 議案第 12 号

#### ○予算特別委員会付託分

議案第 13 号 議案第 14 号 議案第 15 号 議案第 16 号 議案第 17 号

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日からの予算特別委員会の審議の進行については、一般会計は土渕委員長、特別会計は江頭副委員長が行います。

では、明日は9時30分開会です。よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

**午後3時3分 散会**